

うきは市告示第37号

平成27年第2回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年5月26日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成27年6月3日（水）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

藤田 光彦君

伊藤 善康君

諫山 茂樹君

櫛川 正男君

大越 秀男君

三園三次郎君

高山 敏枝君

岩佐 達郎君

○6月8日に応招した議員

○6月9日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成27年6月3日 午前9時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第1号から報告第3号まで3件、議案第41号から議案第50号まで10件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度うきは市一般会計補正予算(第7号))
- 日程第8 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第9 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第2号 一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第11 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第12 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(固定資産評価員の選任について)
- 日程第13 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例等の一部改正について)
- 日程第14 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第15 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険条例の一部改正について)
- 日程第16 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(財産の貸付について)
- 日程第17 水資源対策特別委員会の設置について
- 日程第18 水資源対策特別委員会への調査付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸報告（諸般の報告・行政報告）
日程第4 議案上程（報告第1号から報告第3号まで3件、議案第41号から議案第50号まで10件）
日程第5 市長の提案理由説明
日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
日程第7 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度うきは市一般会計補正予算（第7号））
日程第8 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号））
日程第9 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第10 報告第2号 一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第11 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
日程第12 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）
日程第13 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）
日程第14 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）
日程第15 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険条例の一部改正について）
日程第16 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（財産の貸付について）
日程第17 水資源対策特別委員会の設置について
日程第18 水資源対策特別委員会への調査付託

出席議員（15名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 岩淵 和明君 | 2 番 鐘水 英一君 |
| 3 番 熊懐 和明君 | 4 番 中野 義信君 |
| 5 番 佐藤 湛陽君 | 6 番 上野 恭子君 |
| 7 番 江藤 芳光君 | 8 番 藤田 光彦君 |

9番 伊藤 善康君
11番 櫛川 正男君
13番 三園三次郎君
15番 岩佐 達郎君
10番 諫山 茂樹君
12番 大越 秀男君
14番 高山 敏枝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君
記録係 伊藤 諒平君
記録係長 浦 聖子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制係長	大石 恵二君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時02分開会

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） これから平成27年第2回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に11番、櫛川正男議員、12番、大越秀男議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月3日から6月15日までの13日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月3日から6月15日までの13日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

3月25日に、浮羽老人ホーム・うきは久留米環境施設組合議会が開催されています。

以下、各会議等が開催されていますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 平成27年第2回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本6月定例会は、条例の改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけではありますが、それに先立ちまして、第1回定例会以降、本日までの主だった事業について報告をさせていただきます。

3月18日、市立図書館が平成21年4月7日の開館以来、貸し出し冊数が100万冊を達成いたしました。今後も市民の皆さんから愛される図書館を目指し、取り組みを続けてまいりたいと思っております。

3月21日、うきは市合併10周年を記念し、合併10周年記念式典及び第2回福祉大会・N

HKハートフォーラムを白壁ホールにて開催いたしました。式典のオープニングでは、10周年を記念して新たに制作した市民の歌「ルリ色のふるさと」が初披露されました。

3月22日、九州北部豪雨災害復旧感謝祭が、うきは市災害復旧支援感謝祭実行委員会により開催をされました。参加者は、復旧状況の報告や被災地をめぐる復興体験ツアーを通し、元気を取り戻しつつある、うきは市の様子を肌で感じていただきました。今度も、これまでの復旧だけではなく、復興に向けた取り組みを一層進めてまいります。

同じく3月22日、白壁交流広場で、うきはスイーツ&フルーツコレクション2015が開催され、地元の果物を使用した和・洋菓子が大集合いたしました。会場には約20店のブースが並び、多くの来場者でにぎわいました。

4月5日、白壁ホールで、平成27年度うきは市消防団入退団式を実施し、65名の方が新たに入団されました。消防団員の皆さんには、地域における消防・防災のリーダーとして市民の安心と安全を守るという重要な役割を一層果たしていただくべく期待をしているところであります。

4月9日、国の平成27年度予算が成立し、国土交通省関係予算について、うきは市関係の予算が計上されました。河川関係では、平成24年7月の洪水で家屋の浸水被害が発生した、筑後川支川隈上川河口部の堤防未整備区間の桜井地区が新規事業化となり、平成27年度は堤防用地費が計上されたところであります。道路関係では、平成27年1月30日に国土交通省より選定された重点「道の駅」うきはに対し、駐車場拡張のための用地費及び整備費、トイレの増設及び改修費が計上されるとともに、国道210号、保木交差点から株式会社久大生コンまでの約200メートル区間の歩道整備の調査設計費が計上されたところであります。

4月30日、3年目を迎えた、うきは市民大学の開校式が受講生や講師など約300名の参加のもと、白壁ホールで開催されました。市民大学は、市民の生きがいをづくりを目的に、学習の場の提供に限らず、身につけた知識、経験等を地域で生かすことによる生涯学習による人づくり、まちづくりを目指してスタートをいたしました。今年度は、地方創生の視点を踏まえ、まちづくり学部を地方創生学部、キャリアアップ学部を男女共同参画学部へと名称変更し、これまで以上の活発な取り組みを進めてまいりたいと思います。

5月11日、糸島市において第128回福岡県市長会が開催されました。当日は、県内各市の抱える課題の解決に向け、行財政、社会文教、経済の各分野で41議案が審議され、全て原案のとおり可決されました。その後、行われた福岡県知事との懇談会では、人口減少問題を初めとする、さまざまな県政の課題や水素エネルギー社会実現に向けた取り組みについて説明を受けました。

また、5月14日から15日には、雲仙市で開催された第116回九州市長会総会に出席をいたしました。九州各県から113市長が出席され、財政強化や福祉の充実など、国や関係機関へ

の要望事項など16議案の審議が行われ、全て原案のとおり可決されました。

5月17日、ことしで11回目となる市民体育大会の開催式をうきはアリーナで行いました。本大会は、成年一般の部においては、スポーツフェスタ・ふくおか、第58回福岡県民体育大会の予選を兼ねているところでもあります。今後も市民の皆様にスポーツの振興とスポーツ精神の高揚を図っていきたいと考えております。

最後に、昨年12月1日から導入しております、うきは市デュアルライフ推進大使の任命についてであります。5月18日、新たに2名の方をデュアルライフ推進大使として任命をいたしました。デュアルライフの推進は、地方創生を具現化する上で1つの重要な手段と考えております。推進大使の皆様には、自身のライフスタイルを通じ、うきは市の魅力を都市住民に発信していただくほか、ふるさと納税制度や地域貢献活動等を通じ、積極的に貢献していただきたいと期待をしているところであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第1号から報告第3号までの3件、議案第41号から議案第50号までの10件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、第2回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここ数日、若干不安定な天気が続いていますが、福岡管区気象台の発表によりますと、九州北部地域も昨日、梅雨入りをしたとのことであり、九州北部の梅雨入りは去年と同じで、平年より3日早い梅雨入りとなっているとのことでもあります。

また、本年は、昨年に引き続きエルニーニョ現象の発生が報告されており、この現象が発生する年は梅雨が長引き、雨量が増加する傾向が見られます。同気象台から発表されました6月からの3カ月予報によりますと、6月の雨量は少な目であるものの、7月、8月については平年並みか多目になるとのことでもあります。このため、特に梅雨の後半におきましては、例年以上に警戒する必要があると考えております。

現在、国のほうでは、地方創生を重要な施策の柱として、地域の活性化に対して力を入れているところであります。これに関連して、さきの3月議会では、地方創生にかかわる交付金の対象となっている事業について、平成26年度補正予算を議決していただいたところでございます。御承認いただいた補正予算につきましては、全額を27年度に繰り越し、現在、鋭意、事業を進めているところでございます。

本年度につきましては、今申し上げました事業に加え、地方版総合戦略の策定が重要な課題となっております。うきは市では、総合戦略の名称を「うきは市ルネッサンス戦略」とし、現在、総合戦略の策定に向け、対応を図っているところでございます。

総合戦略の策定におきましては、市内外の多くの方々の参画のもと進める必要がありますことから、産学官金労言と住民から構成される、うきは市ルネッサンス戦略推進協議会を組織し、先月の26日に第1回の会議を持ったところでございます。

総合戦略策定に当たっては議会との連携も重要でございますので、引き続き、議員の皆様の御協力のもと、うきは市らしい、かつ対外的な評価も得られる総合戦略を策定できればと思っております。

今後、夏場に向かい、市内ではさまざまな行事が予定され、さらに多忙な時期となりますが、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、議員の皆様の御協力のもと、市政運営に努めていく所存でございますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件1件、予算案件1件、その他の案件11件となっております。

まず、報告第1号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項企画費ほか計29事業につきまして、平成26年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

続きまして、報告第2号は、一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

11款1項過年発生農地災害復旧事業ほか計2事業について、平成27年度への事故繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第3号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。

議案第41号から議案第47号までの7件は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第41号は、地方税法第404条第2項の規定による固定資産評価員を、税務課長の異動に伴い、専決処分により選任をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第42号は、地方税法の一部が改正されることに伴い、うきは市税条例等の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第43号は、地方税法の一部が改正されることに伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第44号は、国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、うきは市国民健康保険条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第45号は、平成26年度うきは市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入につきましては、3月定例議会後に確定した歳入額の補正が主なもので、地方交付税、地方消費税交付金及びうきは市うきはの里株式会社からの寄附金の増額補正等の計上、これらの歳入増に伴う基金繰入金の減額補正等でございます。

歳出につきましては、歳入の増額分を各基金へ積み立てを行い、後年度の財政需要に備えるため、財政調整基金費の積立金の増額補正が主なものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,961万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億6,224万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方消費税交付金3,446万円、地方交付税3億7,220万7,000円、寄附金2,092万1,000円の増額補正と、基金繰入金2億2,220万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費2億2,200万円の増額補正を計上いたしております。これらについて、専決処分にて対応させていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第46号は、平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

主な補正内容としましては、後期高齢者医療保険料の歳入増額に伴い、歳出の広域連合への納付金が増加したため、補正予算を編成させていただいたものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,701万円とするものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料197万7,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金237万1,000円の増額補正を計上いたしております。これらについて、専決処分にて対応させてい

ただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第47号は、財産の貸し付けについてであります。株式会社ROKIに対する仮事務所としての財産の貸し付けについて、専決処分にて対応させていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第48号は、平成27年度うきは市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,103万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ146億2,982万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫負担金5,515万3,000円、国庫補助金3,733万6,000円、雑入1,584万9,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費の戸籍住民基本台帳費1,097万2,000円、民生費の社会福祉費6,951万7,000円、農林水産業費の農業費1,000万円、予備費で1,100万3,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第49号は、うきは市道路線の認定についてであります。

寄附により、市道路線の認定1件について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第50号は、うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

キャンプに利用できる公園にホテルの里広場を追加するため、うきは市立公園条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、改めて、おはようございます。

ただいま議題になっております委員会の報告を行いたいと思います。

前議会、3月議会におきまして、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定に基づきまして、次のとおりに報告をさせていただきます。

調査のテーマは3点ございまして、1点目が上水道に関する調査、2点目が農業公社の経営状況等について、3点目がコミュニティビジネスに関する調査、この3つであります。

まず、1点目の上水道に関する調査について御報告を申し上げます。

今年4月28日に、当庁舎のほうで午前中、実施をいたしております。出席者は14名——委員会8名と、それから市長公室長、新設の水資源対策室3名、議会事務局、それから傍聴者が1名ございましたので、計14名でございます。

調査の趣旨でございますが、機構改革により、4月から水資源対策室が設置されまして、上水道事業推進に係る現在までの経過を精査し、委員及び執行部の認識を確認するための調査を行ったところであります。福岡県南広域水道企業団に加入して水道事業を行う場合に必要な経費等について、執行部に資料の提出を求め、調査を行ったところであります。

今回の資料は、水道事業を行うには小石原川ダムを水源として水道企業団に加入する前提において推計した概算費用が主なものでございまして、内訳としましては、まず、その1つが、水道企業団加入負担金——これは3つに分かれておりまして、加入時の負担金、それから共通施設繰出金、それから専用施設建設事業費、ちょっとこの言葉だけでは理解できないかもしれませんが、後はそれぞれ調べていただきたいと思っております。2点目が、うきは市施設整備費用——送水施設、配水施設、それから給水施設、用地費等。お配りしている資料の「排水」が「配水」との間違いだと思っておりますので、修正をお願いします。それから、3点目が、うきは市施設の維持管理費等について、制度及び費用の概算の再確認を行うとともに、アンケート調査の結果等を予測し、上水道事業の今後の対応等について協議を行ったものであります。この上水道が終わりまして、その後、地下水の保全に関する意見交換も行っております。

この上水道、それから地下水に係る主な議論でございますが、まず、上水道ですけれども、主な質問のみまとめております。水道企業団に、受水費の積算基礎である基本水量5,740トン——これは小石原川ダムの水量であります、の75%とする責任負担は、例えばアンケート等によって、必要量に応じて段階的にこれを受水することはできないのかどうかというのが1点あります。

それから、2点目は、アンケートの結果で、ほとんどの方が水道を今のところは使用しないとした場合に、これでいきますと、下水道も大変な経営状況でありますけれども、うきは市の財政破綻に導くような判断はすべきではないとした上で、上水道アンケートの結果において、財政的——これは経営的に水道企業団に加入できないとなった場合をどう想定するかという御質問であります。

あと、もう一つは、それから、もしも小石原川ダムの水を使わない場合、違約金はどうか。

それから、市民は実際の水道料金が幾らになるかを知りたいのではないか。

それから、すぐに上水道事業を始めないで、現行の地下水源を保全しながら、上水道が望まれる地域には簡易水道等を設置するなど、住民の意識移行を図りながら上水道への切りかえ時期を待つということではできないのかという質問が挙がっております。

回答については、ここに記しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、地下水についてでございますが、地下水の水質等についての主なやりとりが挙がっておりますが、その1つは、ヒ素やマンガンなど飲料水として不適とされるが、うきは市の一部で検出されている物質は健康上、危険なのかという問いに対してですけれども、この点につきましては、うきは市で検出されているヒ素等の危険度は薄いと判断しているということでもあります。

地下水を含めた調査の結果をまとめますが、平成14年当時、浮羽郡上水道研究協議会における推計において、上水道経営が成り立つとされる世帯加入率は約70%と示されております。当時と今日の状況は、制度や経済的にも大きく変動していると思われませんが、いずれにしても、まずはアンケート調査による市民の意思を基軸に据え、下水道事業の経営実情等を踏まえ、うきは市の長期的財政計画を見通した上で、地下水の保全を図りながら判断すべき。うきは市の存立にかかわる大事業との共通認識を確認したところであります。

つきましては、水資源対策室において、市民アンケートの結果予測等を踏まえ、上水道事業経営が、うきは市の長期的財政に耐え得るものであるのか、経営計画に要する基礎的指標をもとに、世帯加入予測に基づく経営推計試算の策定を図ることと確認をいたしております。

また、地下水では、うきは市にとって何よりも欠かせない生活資源であり、一部の地域にヒ素やマンガンなど飲料水として不適な物質が検出されたとするデータを住民に知らせ、上水道整備を誘導するような言動も見受けられておりますが、議会としては、事実根拠を明らかにして、総意をもって慎重かつ責任ある対応に努めなければならないとしたところであります。

以上が上水道であります。

次に、農業公社の経営状況等に関する調査を行いました。

うきは市のほうが、前回の議会で、補正予算で地方創生の先行的事業で、うきは市のほうに、うきはレインボーファームという株式会社の農業法人を立ち上げる事業が進んでおるところであります。この農業公社の参考になりました、鹿児島県の鹿屋市、志布志市に出向いたしましての調査であります。

日時は、5月12日、1泊2日で3カ所を回ってきております。出席者は11人——委員会8人と農林振興課長、それからブランド推進課、農業に関する地域協力隊の職員1名、議会事務局でございました。

調査の趣旨でございますが、うきは市に設立される農業公社の経営状況等について、先進地で

ある鹿児島県の農業公社を視察調査いたしました。調査では、公社の職員や行政担当者から、担い手研修の状況や作物の選定理由など今後の見通しについて重点的に聞き取りを行いました。

まずは、鹿屋の主な項目でございますが、鹿屋市の農業公社は合併前の平成10年に設立されております。目的は、担い手の育成、農地の貸借あっせん、農作業受委託、それから、この研修の作目はスプレー菊という菊でありました。ハウス栽培であります。それから、研修棟については、行政のほうで研修用住居を整えておまして、そこに入居して2年間の研修を受けているという状況であります。それから、受託事業としましては、農地の耕作、収穫、水稲ヘリコプターの防除あたりを主に行っているところであります。

これが鹿屋でございますけれども、あと、志布志のほうとの重なりがありまして、はっきり申し上げて、志布志市の農業公社のほうで非常にうきは市として参考になる点が多かったということで、志布志市の概要について報告をさせていただきます。ページをめくっていただきたいと思っております。

志布志市農業公社、同日の午後から、鹿屋は午前中でしたけれども、志布志市は午後から出向いたしております。出席者は一緒であります。

調査の要旨であります。合併前の旧志布志町、有明町、松山町でそれぞれ農業公社を設立いたしておりましたが、市町村合併により、公社も統合いたしておまして、旧JAの農業管理センター、機械銀行などを活用いたしております。

公社の目的は、担い手育成、農地の集積、農作業受委託、農業機械貸し付けを主な事業といたしておまして、担い手育成では2年間を研修期間といたしまして、2年目からは独立採算を目指して、自立の準備に入る体制をとっておられます。

主な項目であります。ここは鹿屋より2年前に公社を設立いたしまして、平成8年に設立をいたしております。それから、研修の主目的であります担い手研修機関として、研修者が今までの累積で108人、研修を行っておりまして、就農者が80人、もう現に市外の方々、都市圏から等々の方々が自立してあられるということでもあります。

それから、研修及び新規就農者の作目としては、ピーマンが主な作目になっております。

それから、志布志市の主な農産物でございますが、お茶が1,230ヘクタール。広大なものをバスの中から見てきたところでもあります。それからサツマイモが、より多くて1,404ヘクタール、それからキャベツが227ヘクタールと、主なものがそういうことでございます。

それから、農業体系でございますが、これは集落営農——一般的に、うきは市もそうですけど、今、法人が、うきは市の浮羽町に4つの法人、それから吉井町のほうに1つの株式会社、こういう程度ですけども、あくまでも、うきは市の場合は集落営農的な取り組みの体系ですけども、志布志市は、もう全域を行政、JAと公社化、全体を農業体系として取り組んでいるという

ことであります。

それから、経営面積でございますが、うきは市とちよつと比較になりませんで、2,974ヘクタールですから、うきは市の耕作地が3,000は超えておりますけども、公社の経営としては、かなり規模が大きいということでもあります。

それから、これが大事な点ですけども、米の減反の問題も、廃止の問題も政府のほうは言っております。米価のほうも相当落ち込んできております。米の転作で何をやっているかといいますと、ニンジン、カボチャ、それからキャベツ、飼料用米、こういうものを、団地化をしながら実施しているということでもあります。

次に、主な質疑でありますけども、1点目は、農機具は研修中、公社のものを借りられるのかということで、2年間は無償で貸し出しをしていると。

公社とJA、市の関係はということでございますが、JAから職員が出向して公社を設立し、JAも合併前の郡が合併しており、行政とJAは一体的に運営をしているということでもあります。

それから、運営に係る負担金でございますが、行く前から、毎年約4,000万円を経営の原資として負担をしているということでございまして、この点については、議会からもいろいろあるような話を聞いておりましたが、この4,000万円の負担については、市が80%、JAが20%の案分負担でございます。収益が上がってきてますから、この4,000万円は漸減しながら減ってきているということでありまして、議会については、特段問題はありませぬというよりも、もう、こういう新規就農とか、今、農業の全国——我が国の課題を先行しているわけでありまして、特に問題があるはずもないというのが当然の認識だろうというふうに思っております。

それから、公社の実務にかかわる人員と処遇についてのお尋ねをしております。これだけの面積で常時6人を雇用していると。社会保障、保険等も当然整備をしまして、こういう方々がちゃんと生計が立つような業務ということでありまして、これも、うきは市が目指すべき1つであろうというふうに思っております。

農業公社2つの所見であります。この研修は、うきは市地方創生総合戦略の先行型として着手している、うきはレインボーファームの設立参考地として、その実情を見聞いたしております。特に、5月27日付の西日本新聞に掲載されました、ここに写しが、皆さんもごらんになったと思います。5月27日、「実績誇れる志布志の試み、新規就農促進」という記事は議員の皆さんにもお配りされたと思いますが、そのとおりの視察であったというふうに思っております。

20年前に公社を立ち上げておりますから、かなり先進的な考え方がそこにあったということに感心をいたしております。その中でも、農業振興への視点、JAとの協力体制、経営規模等の相違など、単に比較すべき対象ではないにしても、全国共通の課題を抱えながら模索する実情に

ございます。注視すべきは、新規就農研修制度とその実績にありまして、うきはレインボーファームを成功に導く実践例として、今後とも参考とすべき点を多々認識したところであります。

最後のテーマであります、コミュニティビジネスに関する調査であります。

地方創生の源流として全国的に知られております、鹿児島県鹿屋市の「やねだん」であります。これは前後しましたけども、初日の午前中に、この創設者であるし、指導者であります豊重館長からじきじきに研修をさせていただいたところでもあります。

この調査の趣旨としましては、昨年4月に、うきは市も11の自治協議会——コミュニティ組織がスタートをいたしております。このやねだんにつきましては、地域コミュニティの源流として、行政と補助金に頼らず、地域自立の成功例として全国に知られるところでもあります。その活動状況の調査を実施したところでございます、当初は農業の関係で、この研修の中に入れておりませんでしたけども、コミュニティは我々の所管でもありますから、身近でもありましたから、研修を行ったところでもあります。ここには、市長公室長も日帰りでお見えいただいたところでもあります。

この事業の実施している——やねだんの実施している事業を紹介したいと思います。

まず、1点は、営農活動により、休耕地での栽培——サツマイモとトウガラシ、これが主な産物です。この収益を自治会の運営資金といたしております。

それから、ブランドとして、やねだん焼酎、それから、トウガラシ粉末を使った豚みそ、ドレッシングの開発。特にポイントが、土着菌という、堆肥をつくる、培養する——土着菌を培養しながら集落環境の改善を図っていると。ここは養豚が盛んなところで、においがすごくて若い者が住み着かないということで、この土着菌の関係で臭気が解決をしているということでございます。

それから、自主財源により、独居老人家庭への緊急警報装置の設置及びこども寺子屋の設置、それから自治会下部組織の活動強化——老人クラブ等ですね。それから、自主財源で空き家対策、芸術家招致。あの地域ぐるみが、芸術家の方が、絵描きさんなり写真家の方、7人いらっしゃいました。この方々が、はっきり言うと一番基軸になって活動して、地域の方が活性化しているという一面もあったというふうに思っております。それから最後に、ふるさとの創生塾の開催を行っております。

今後の計画であります、公民館の改修ですね、それから、ふるさとの会の活動——土着菌で地区内の環境浄化、観光交流のため観光マップ、アシスト自転車の導入等が計画されております。

主な質疑については、今申し上げたとおりの、どうやったらこういうことができるのかということが、それぞれ委員なり市長公室長のほうからも質問があつておりました。

最後の所見であります。政府の地方創生政策によって、国からは石破大臣を初め、地方自治体や民間企業などの関心を集め、多くの研修者が訪れております。その原点は、少子高齢者に起因した地域の過疎消滅危機を先取りし、金融機関での経営能力とその経験実績から、行政に頼らない、補助金に頼らない新しい村づくりという、新たな地域政策の実現は全国に大きな影響を与えておるようであります。まして、地方総合戦略の策定例として関心は高いということであります。

この例をうきは市にどう取り入れるか。まずは、11自治会に購入してきましたDVD鑑賞をもって事実を紹介し、あるべき理念を示す必要があり、一定の効果は期待できると考えております。特に、小塩、妹川、新川・田籠地区には、山村振興と合致して新たな原動力が期待できるのではないかと考えられるところでもあります。

総括といたしましては、全国には、また違った取り組みが幾つもあり、今後それらが台頭することも予想されますが、要はリーダーと、それを危機的に理解し、行動してくれるかにあります。やねだんは、リーダー後継者育成にも現に取り組んでおりまして、問題はないとしておりますが、継続こそ課題は大きいと感じたところであります。大いに参考になさっていただければというふうに思います。

報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 2ページの、(5)主な議論の中の、黒のひし形、上から3番目、もしも小石原川ダムの水を使わない場合は、違約金はどうなるのかと。それに対して執行部が、違約金などの費用については不明であると。これで総務産業常任委員会は納得されたのか。この辺、お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えします。

答えは、ここに記入のとおりであります。きょう、また特別委員会の設置等もありますし、今から深く、まだまだ執行部のほうも理解、まだ新しい課が発足したばかりでありますので、今からしっかり注視しながら、この点のみならず、実態というか、制度的なものと、そういうものを全て掌握していきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） これから、その辺、特別委員会を、きょうですね、日程第18に書かれてありますので、つくって勉強されると思いますけれども、これ、平成19年度の水の勉強会のときに、当時の怡土市長、撤退をすれば違約金は発生しますと、このときはっきり

言われたんですね。平成22年度、うきは市の上水道計画をもとに、小石原川ダムの建設が進められていますよね。これが31年度に完成予定ということで進んでおるわけですね。これを撤退するとなると、それ相当のペナルティーは、僕はかかると。常識から言うとはですね。そう思っているわけですね。

だから、その辺の取り決めというのはあるんじゃないですか。確認してないですか。

○議長（岩佐 達郎君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えします。

詳細な確認はそこまで、今回のあれには至っておりません。調べれば、お答えできるかもわかりません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 少し関連するかと思えます。同じく2ページです。中ほどの、すぐに上水道事業を始めないで、現行の地下水源を保全しながら云々とあります。その回答のところ、括弧書きで根本的な課題とするとありますけれども、今まで我々、一般質問あるいは上水道問題の勉強会、アンケートに——調査に関する勉強会などを通じて、小石原川ダムからはもう後戻りできないんだという趣旨の、いつも答弁があっていると思うんですよ。だけど、ここでは根本的な課題ということになってますから、どういった意味なのか。選択肢はまだあるんだという意味なのか、そういったところが、ちょっとこの書き方だけではわからないから、わかっている範囲、よかったら、お答えをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 総務産業常任委員長、答弁。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えをいたします。

その少し上に、番号を打ってませんが、主な議論の質問の、黒四角の2つ目ですね、財政破綻に導くようなという、ございますですね。その中の執行部の答弁として、小石原川ダムを水源に——これは字が違って、水源に、広域水道企業団加入を進める方針であるという答弁はもう、今までの流れはそのとおりだと思います。

ただ、委員会としては希望観測も含めて、これは根本的な課題だということで、それ以上の議論はかみ合いませんもんですから、今からのアンケートの結果、それから、櫛川議員からありましたけど、そういうものも含めて精査していかないと、これは大変な事業ですから、そういう意味で、あくまでも議員側の、委員会側の根本的な課題という、御理解いただければと。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで質疑を終わります。

総務産業常任委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 厚生文教常任委員会から閉会中の調査報告をいたします。

1枚目、不登校問題のほうを先に報告をいたしたいと思います。

委員会調査報告。

平成27年度第1回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

うきは市の不登校の問題について調査をいたしました。

まず、不登校の定義、括弧書きしておりますけれども、不登校とは、「何らかの心理的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除いたもの」と定義をしています。今回は、うきは市内の中学校で多くの不登校者がいるということが大きな問題になっているために、その中でも不登校者の多い吉井中学校を訪問させていただき、調査をいたしました。

平成26年度の吉井中学校の不登校者が38名おるということであります。原因が判明しているのは、生徒間暴力が2件、対教師暴力1件。吉井中学校については、判明しているのは、この3件です。浮羽中学校の場合は15人、不登校者がおりまして、原因がはっきりわかっているのは、生徒間暴力が1件だけとなっております。

原因がなぜはっきり特定できないのかということ、不登校というのは、集団生活になじめなかったり、友人関係の不安、家庭環境、生徒個人の怠け、体調不良、勉強への苦手意識、非行傾向など複雑な要因がまじり合っているというのが現実であります。そういったことで、原因が特定できないということになっているわけでございます。

学校の取り組みとしては、組織的な取り組みが必要ということで、不登校の生徒がいる担任の先生は、夜間、子供の家庭に夜間訪問したり、連絡のない家庭には午前中に——ページめくってもらいますが、連絡を入れたり、または連絡がつかない場合には、昼に補導員のほか1人で家庭訪問し、本人の所在確認も同時に行っているということでもあります。昼と夜の家庭訪問を通じて、保護者との信頼関係や生徒とのつながりを大切にしていることや、スクールカウンセラーを配置し、生徒の様子に気を配っているとのことで、また、登校はできていても教室に入れない生徒を対象に、学校には相談室があり、支援員が対応しているということでもありました。

不登校問題にかかわる外部機関としては教育相談部会があり、社会福祉課、子育て支援ネットワーク会議、キーノート、教育センターなどなどの連携を図り、週1回、定例の会議も開いているということでもありました。

学力補充面においては、放課後に当該専門の職員を配置し、学習させるなどの取り組みを行ってまいりました。また、少人数授業を通じて学力の向上も図っているということでもあります。関係機関との連携や生徒の進路先確保には努力しているということでもあります。本年度から、スクールカウンセラーの勤務時間が、以前、週4時間ということが今は8時間と長くなったということで、そういうことも不登校問題に対して活用していきたいということでもありました。

以下、質疑応答、いろいろ書いてありますけども、主なところだけ読み上げさせていただきます。

家庭訪問は、単に訪問だけではなく、家の中の整理整頓や家族構成などもしっかり調査されているのかということに対して、答えとしましては、家庭訪問はなかなか本人に会えないことが多く、親に事務連絡あるいは現在のクラスの状況などをメモで伝えたりし、登校を促しているということもございます。

家庭の問題での不登校数の割合、あるいは、ひとり親家庭の不登校数についての質疑に対しては、不登校の原因が、兄弟の面倒を見るために学校を休んでいるという例などもあることがわかりました。全体的に、昔に比べわがままな子供が多くなっているという学校側の感想でもあります。

ひとり親家庭については、親が当然働いていますので、先に仕事に出かけた後、子供が学校に行かなかったり、あるいは子供が先に学校に出ているのを安心して親が働きに行き、その後、誰もいない家庭に子供が戻ってきていると、そういう例もあるということでもございました。

3ページ目に入りまして、黒太文字のところの、3年生9人の進学は決まったと報告されたが、その後の追跡調査はされたのか、あるいは、不登校に限らず、ひとり親家庭の割合はどれぐらいなのか、そういったことに対して、卒業生の状況は、今のところ学校に行っていないとの連絡はありませんが、これからの時期が心配です。調査しましたのは、5月12日でもございました。いわゆる5月病と俗に言われておりますけれども、進学しても、またその学校を退学、あるいは、また休みがちになるというのは、やはり5月以降に発生しているということで、調査時点ではないけれども、これからが心配という意味でございます。

ひとり親家庭は20人いると思いますと——確実な数字の把握ではないんですけども、20人以上はいるということで、現在の3年生に不登校が多い。学業的にもますます厳しく、さらに登校意欲がなくならないのか心配ですという現場の声でもございました。

下のほうに入りまして、黒文字の真ん中のあたり、体育祭で3組に分かれて——我々、中学校の体育祭見学に行くわけですけども、体育祭で3組に分かれて競い合うエネルギーを見ると、なぜ不登校が起きるのか疑問になる。親、子、学校が一体になる取り組みこそ一番効果的と思うが、そのヒントは、やはり学校にあるのではないかということの質問に対しましては、学校行事

には、親はただ見に来るだけになってしまっている状況があると。例えば、これからは親が子の自転車の点検につき合う、あるいは親子一緒に体力テストなど、親と子が一緒に何かができる場をつくるなど、そのような機会を学校としても、もっとふやしていきたいというお答えでございました。

次のページに移っていただきたいと思います。

アイ・チェックというのがありますが、アイ・チェックとアンケート調査はどう違うのかということでもあります。アイ・チェックというのは決められた形式がありまして、毎年4月に実施し、そのデータに基づいて、生徒の生活習慣や学校生活、学習への意欲などを調査し、指導していく上での資料となるということでもあります。アンケートは、いじめアンケートとして、生徒には月1回、保護者には学期ごとに1回ずつ行っているということでもあります。

スクールソーシャルワーカーは家庭訪問ができるが、スクールカウンセラーについてはできませんというお答えでございました。

その後、不登校対応の、うきは市にありますキー・ノートというところに調査にも参りました。キー・ノートとは「心理的な理由や情緒的な理由などで学校に行くことができない児童生徒に居場所を提供し、自立へ向けた学習や各種体験活動を行う施設」ということでもあります。キー・ノートというのは、うきは市がつけた固有の施設名であります。現在キー・ノートには——5ページになりますけれども、5人が来ているそうであります。

それぞれに、ここに来るに至った理由は、もちろん不登校というのが大前提にあるわけですが、家庭の問題、発育発達の問題、病的な鬱傾向など児童本人が解決できない原因の不登校が最近は多くなっているそうであります。子供が元気を取り戻して学校に復帰できるようにとの思いで、支援員の先生方お二人が一生懸命、子供たちのために苦勞されているというお話を聞かせていただきました。

質疑に移りますけれども、前段と重複しますけれども、高校進学した後、中途退学などはあるのかということで、年に一度くらいの——数年に一度くらいの頻度ではありますと。本人から、アルバイトや就職、転校などの相談も受けたり、また、社協も支援しているので、そちらのほうにつないでいくような対応もしているということでありました。

特に、指導員の先生方が児童と接するときのポイントとしては、会話がとても大事ですと。言葉1つで傷つきますので、子供の様子を見ながら探り探り行っています。積極的な子はどんどん話させるようにしているということでもあります。話をする、会話をすることが元気の回復につながっているということでもあります。

その2つ下ですけれども、不登校の原因で共通点はあるのか、長年の経験から感じることはあるかという質問に対しましては、友人とのトラブルや家庭環境の問題は多いが、最近では複雑多様

化している。いわゆる前段のところでも述べましたように、非常にやっぱり今の社会は複雑に入り組んでおりますので、子供たちにもその影響が出ているということでもあります。

一番下ですけれども、立ち直りを支援する一番よい方法は何かということは、やはりいろんな方法でやってみて、たとえだめでも諦めないことが一番重要だと思いますということでございました。

現場から戻りまして教育長から説明を受けましたので、そのあらかたを報告いたします。

25年度から就学指導の充実と就学前知能検査の実施に取り組んできましたが、その中で判明したのが、本来、特別支援学級や学校に進んだほうがいだろうという子供が市の中学校に進学されたことで、不登校数の増加につながったと思われるということでありました。また、25年度の吉井中学校のスマホ宣言など、生徒会が保護者に呼びかけることなどは大事にしていきたいということでもあります。

特別支援学級、就学指導には専門の指導員が必要なので、26年度から配置をしているということでもあります。26年度からは心のレスキュー隊という事業を行い、年間35日間スクールカウンセラーを派遣してもらい、今年度からは市の事業として寺子屋を開催もしているということでもあります。小・中学校でのキャリア教育も計画的に進めていきたい、また、小学校の不登校の低学年化が進んでいるので、心のレスキュー隊の活動状況も把握し、対応していきたいということでありました。

その上の段のキャリア教育というのは、やはり子供たちに先輩たちの実例などを見たり聞いたりさせながら、子供に、まずは自分の目的を持ってもらう、これが不登校防止につながるのではないかということでもあります。

下の段になりますけれども、質問のところは省きまして、アンサーの真ん中ほど、吉井中学校が苦しんでいるのは、数的な問題だけではなく、発達障害である生徒や偏頭痛の症状がある生徒です。受診を勧めても保護者が病院に連れていけなかったり、あるいは小学校の通級指導教室に通わせて実績づくりをしています。吉井中学校では今年度から特別支援学級をつくりましたが、両親が普通学級を望み、その結果、対教師暴力等を発生させ、混乱させることになったということでありました。

最後に、所見ですけれども、いろいろ書いておりますけれども、下の2行目あたりから、うきは市の将来を担ってくれる子供たちの健全な育成のため、行政、議会、市民が知恵を出し合い、一体となって子供を育てる環境づくりの重要性を改めて感じたところでもあります。

以上、厚生文教常任委員会の不登校問題に対する閉会中の調査の報告といたします。

続きまして、うきは市の福祉事業と、その関連施設の調査を5月20日に行いました。報告させていただきます。

総合福祉センターに——その前に、いろんな、うきは市が持っております福祉施設の一覧表を配付してもらい、そこで施設ごとの抱えている問題とか、そういったものをまずは予備知識として勉強させてもらい、その後、現地調査をいたしましたので、その現地調査の部分について報告をいたします。

総合福祉センター、これは社会福祉協議会が指定管理者になっておりますが、これは旧福岡県の総合庁舎でありましたが、ここでは社協の——やっぱりこの施設は社協のシンボリック的存在であります。そこには共同作業所あるいは障害者の方々を中心に、市内の事業所から受託したトマトの箱の組み立てや乾燥野菜のスープの袋詰め、麺の包装、雑貨の販売なども行われ、皆さんが本当に一生懸命に働いている姿を拝見させていただきました。ただ、建物自体の老朽化が進み、雨漏り、あるいは自動ドアの不具合、タイルのひび割れ等があるのも確認してきました。また、24年度の災害の折には、水害の折には災害時のボランティアセンターとして利用しましたが、また、あってはならないんですけれども、またそういったことを想定した場合、非常用の電源が今、故障中で、ないということ、それから、医師会の事務所が北側に大きくできているのに駐車場が少ないということが、この施設の大きな、施設自体としては問題かなということ进行调查してまいりました。

次に、ゆうゆうセンター、これは西別館の中にあります旧ふれあい荘のことですけれども、これは、サンアメニティという東京の会社が指定管理者になっておりますが、4月に、残念ながら、ふれあい荘でレジオネラ菌による感染症問題が起り、5月26日まで休館をいたしました。今後、管理者については、衛生面の基本認識をしっかり持ってもらうよう要望したいと思います。4月1日以降の利用者はかなり増加しておったということでもあります。今後は、余り活用されていなかったフロント部分や広間の有効活用も含めて、民間の豊富な経験や知識で運営を行い、市民が気楽に集える交流の場になるように努めてほしいと思います。

課題は、今言いました温泉施設の設備の老朽化、そして、電気系統や冷暖房設備は市役所の機能と一体になっております。でありますために、設備の点検などが土日になると営業ができないということでもあります。

それから、レジオネラ菌の関係で、一番下のほうでちょっと質問に対して、この責任はどこにあるのかということではありますが、責任は市にあると思います。いわゆる、特にレジオネラ菌が検出されたのはシャワーヘッド——ジャーと水が吹き出すところでもありますけれども、その清掃がやっぱり行き届いてなかったということでもあります。

そして、5月26日まで休業いたしましたので、その間の指定管理料の減額等はあるのかということに関しましては、あくまでも、この事故といいますか病気が菌の問題、感染症が発生したことについての責任は市にあるという認識で、減額はしないということでありました。

この建物の西側に福祉給食室というのがありますけれども、ここでは年間——3ページの一番上です、配食弁当の製造をここでやっておられます。年間3万6,900食をつくっているということでもあります。この委託料を3万6,900食で割ると、平均単価が740円となっておりますということでもあります。生活保護世帯については300円、その他の世帯については1食400円をいただいているということでもあります。調査の日については、昼食が34食、夕食が70食ということでした。

それから、続きまして、つづらコールセンター、括弧して、やすらぎ会が管理者となっておりますけれども、これは、つづら交流センターの敷地内にあります古い倉庫を改装したものであります。コールセンターという名前がついておりますけれども、障害者団体のやすらぎ会が管理者となって、この施設を利用してテレビ電話による山間地の高齢者の見守り事業を行っているということでもあります。現在は、調査に行きました時点では、オペレーター、いわゆる電話をかける人が3人で、約12人の方の見守りを対象としているということでした。

なぜ、つづらで行うのかという意味合いにおいては、平成24年の北部九州豪雨で大きな被害を受けました、つづら地区の復興をアピールしたい、あるいは山間部に敷設されております光ケーブルという通信環境があるということも、あわせてアピールしたいという意味合いで、あえて、つづらのコールセンターをここから発信しているということでした。

やすらぎ会に委託しているが、レガートとの関係は何かということでもありますけれども、いわゆる、やすらぎ会という障害者の団体の下にレガートというのがあるということでもあります。

電話での見守り事業で高齢者のことがどのように変わっていったのかということをお尋ねしました。お互いが——テレビ電話ですので、顔を見て話すことで、やはり徐々に元気になっていく様子が相手の笑顔を見ながら感じられるということでした。

続きまして、うきは市の市民センターの南側にありますけれども、白鳥の家、これは社会福祉協議会が管理者となっておりますけれども、ここを調査いたしました。

この施設は、就労移行支援及び就労継続支援B型という事業を実施しているということでもあります。この事業の違いについては、下の表の中にありますので、ごらんいただきたいと思います。障害者の方がここで働き、そして当然、給料をいただいております。それで、1人平均、月ですけれども、約1万9,000円ほどになっているそうです。福岡県あるいは全国平均を見ても1万5,000円前後ですので、うきは市の場合、しっかり努力されて全国平均を5,000円ほど上回っているということで、大変ありがたいことだなということを感じてきました。

課題としては、昔の浮羽町時代からありました旧労働会館が一部使われております。その横に社協のほうが増築したといった、施設としては非常にいびつではありますが、全体的にやはり老朽化がここも課題となっております。

次に、（６）デイサービスセンター、これも旧浮羽町が介護保険制度の確立前に町のデイサービス事業所として設置したもので、合併を経て現在に至っております。現在は、この施設は介護保険のサービス事業として使われております。以前は、市独自でナイトケア、いわゆるショートステイ等も実施をしておったそうですが、国の法の改正によって、保安設備、いわゆるスプリンクラー等の設備がないということ、それから小部屋の設置がない——小部屋が要るそうです、お泊まりということになると。そういったのがないということで、それをやるための費用、あるいは利用者の見込み数、そういったものを考えると、やはりなかなか投資はしづらいということで、現在、昼間だけの利用になっているということでありまして。課題は、今言いましたように老朽化がここでも例外なく課題になっております。

利用者については、デイサービスセンターについては、約３３人が利用されているということでありました。認知症の対応型については１２人で、今、約３人が来られているということでありまして。

７番目、旧老人憩の家、これは、やすらぎ会が管理ということになっております。本年３月末をもって老人憩の家の名称はなくなっていますが、施設の一部を使って、現在テレビ電話による高齢者の見守り事業を、つづらコールセンターと同様にやすらぎ会に委託し、その事業を行っております。また、残りのスペースについては、有償でやすらぎ会に貸与し、障害者や高齢者が集うサロン事業を行っているということでありました。私たちが視察に訪れた日にも、たくさんの方が——２０人ぐらいだったと思いますが、楽しく過ごしておられる姿を拝見させていただきました。その中の方たちが見守り電話もかけているということで、生き生きと過ごされていることを拝見させていただきました。

この建物も増築して広くなっておりますので、いびつさと、やっぱり増築部分を除けば、施設の老朽化——当然、老朽化があったから施設も廃止になったわけですから、これが課題だなということを感じております。

課題の３つ目、黒の四角でしてます３つ目のところに、３月末に老人憩の家を廃止後、施設の一部を事業者へ貸与した経緯が不透明であるということでありまして、我々は、簡単に言いますと全然知らなかったということでありまして。

同じように、質疑応答の中でこれが出てきておりますけれども、老人憩の家を廃止した後の利用法について議会に報告がなかったが、どのような経緯でやすらぎ会に建物を貸したのかということでありまして。コールセンターで行っている事業の中で、うきは市につづらコールセンター以外で拠点があると事業者より以前から相談があつておったそうでありまして。当初ふれあい荘で事業を実施していたが、ふれあい荘が指定管理に移行したことで、かわりの施設として、３月末で廃止になった旧老人憩の家を利用したいとの要望があつたので賃貸契約をいたしましたということ

であります。老人憩の家を、以前の利用を再開するという予定ではなく、温泉施設の貸し出しもありませんということであります。

コールセンターについては、つづら、それから、このやすらぎ会の老人憩の家、それから田主丸にもあるそうでありますが、1つにまとめるべきではないかということでは、答えとしては、最終的には1カ所にまとめたいと思っているということでございます。

裏に参ります。

浮羽老人ホーム。浮羽老人ホーム組合が管理者であります。

この施設は旧浮羽郡が持っておった施設でありますので、現在は、耳納クリーンステーションなどと同じように、久留米市、いわゆる田主丸——現在は、うきは市と久留米市の一部事務組合として運営しているということであります。

入所者定員55名ですけれども、現在は38人で、入所者が少ないということで、国からの措置費が少なくなり、その分、分担金が昨年度に比べ——久留米市とうきは市という意味ですけれども、昨年度に比べ2,200万円ほど増大し、経営面で非常に厳しい状態にあるということでありました。

国からの措置費は1人当たり月額約17万円、年間約200万円あるということではありますが、本来、自分で生活できるということが入所の条件であります。しかし、入所者の高齢化が進み、特別養護老人ホーム的になってしまっているということでもあります。下のほうの課題のところに書いておりますけれども、一番下、介護保険制度の改正によって特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上になったことで、要介護2以下の方の利用が老人ホームとしてはふえる可能性、いわゆる受け入れなければならないようになるのではないかとということが非常に心配というか懸念されるとことということでもあります。

最後に所見ですけれども、自治体の福祉事業とその内容は多岐にわたっております。今後ますます進むことが確実な高齢化率は、そのまま国や地方自治体の財政負担となって重くのしかかってくることはもう、火を見るより明らかであります。当然うきは市も例外ではなく、今回の調査で判明したことは、絶対に必要とされる福祉事業であるにもかかわらず、小さな自治体では、それを支え続けることは困難であるということ。うきは市も合併後10年を経過し、それぞれで使用していた施設が、いびつさや老朽化の一途をたどっており、今後も福祉のまちづくりを推進していくためには、施設の更新や改修などに多額の費用を要することを覚悟した上で、利用者の立場になって物事を判断していくという基本を忘れずに、しっかり効率的、効果的な運営を目指して取り組み続ける必要があるということを感じました。

以上、厚生文教常任委員会での閉会中の調査事項といたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） ちょっとお尋ねしたいと思います。不登校の現状と課題のほうの報告の中で、7ページですかね、所見があるんですけども、5行目、6行目ですかね、スクールソーシャルワーカーの積極的活用ということで書いてありますよね。6ページの、教育委員会の麻生教育長からの説明の中では、下のほうですけど、スクールソーシャルワーカーの配置を考えていく必要があるということなんです。だから、実際、配置されているのか配置されていないのか、配置されないのを積極的活用するのかどうか、この辺も確認したいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） スクールソーシャルワーカーのほう。（「スクールカウンセラーのあたりですね」と呼ぶ者あり）スクールカウンセラーやソーシャルワーカー。これ、現在も配置はされております。さらに数をふやすという意味——そういった文言が抜けてたかなと思いますけれども、所見のところの表現は、積極的活用というのは、数をふやして、もうちょっとそういった方の力をおかりしたいというか、そういったところに頼っていかなければ、学校だけでは対応ができないので、そういうふう積極的に活用を数の上でもやっていきたいという意味です、はい。説明がちょっと不足しておりました。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） そしたら、現在スクールソーシャルワーカーは配置されているということですかね。（「ですね」と呼ぶ者あり）でいいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、4ページですね、配置されていないんじゃないんですか、これ。配置されていないのを積極的活用と書いてあるから僕は聞いているんですけど、何かその辺、何か2人、意見が違う——6ページと7ページの表現が食い違うから質問しているんですよ。配置してあるならば、積極的活用ができるという所見が合うんですね。配置されないのに積極的活用はできないんじゃないかということをお聞きしているんですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 済みません、そのとおりです。スクールソーシャルワーカーは配置されておられません。カウンセラーは来ております。済みません。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） それで、4ページでのQ&Aがありますけれども、ここで、スクールソーシャルワーカーは家庭訪問ができるけれども、スクールカウンセラーはできないということだから、ここちょっと問題があるようですから、ソーシャルワーカーを配置しなくちゃいけないということを麻生教育長は言っているんじゃないかなと思うから、その辺は再度確認をお

願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） はい、そのとおりと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、不登校の問題の現状と課題についてお尋ねをしたいと思っています。

吉井中学校で38人の不登校の生徒がいらっしゃるということでございますが、1ページの中で、38人の不登校数のうち、原因がわかっているのが5人ということですから、実は不登校の原因を探らないことには解決にならんわけですよ。何でこんな、33名が何で不登校かという原因究明をしないということは、まず、不登校の対策を頭から考えてないということなんですよ。不登校の原因を探らないことには、不登校の解決のしようがないということでございます。これについては、どのように指摘されてあるのか、願いたいと思います。

それから、次の3ページのほうに、現在の3年生が、不登校が多い学年でと書いてありますけれども、38名の不登校のうち、3年生は何名いらっしゃるのかですね。というのが、中学校でありますから、3年生ということは、つまり進学がかかっている非常に大事な学年であるわけ。それでもって3年生が不登校が多いというのは、一体どの程度になっているかということで願いたいと思います。

それから、今も質問がありましたが、6ページですね、26年度から心のレスキュー隊という事業を行いということですが、その下には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を考えていく必要があるということですが、以前からやっているのがまだ十分配置ができないのに、またこういうことを行ってありますが、その必要性とか、あるいは利点、デメリット、これについて何かお尋ねになってあつたら、願いたいと思います。

以上でございます。

それから、委員会の調査報告の中で、いろんな事業所の調査をやってありますが、せっかく報告ができてありますが、今、口頭で、調査期日は5月20日でありましたということですが、やっぱりこれは報告の中で期日を書いとっていただかなきゃ、いつ調査をやったのかが全く不明という状況でございます。全く調査の期日書かれてない、一番大事なことが書いてないということでございます。

それから、3ページのほうに、つづらコールセンターということですが、もちろんコールセンターというのは、つづらに設置して、その下のほうに書いてありますように、山間部のつづらで行う意味合いは、当地区に光ケーブル網が完備しており、テレビ電話設置に係る通信環境が整っていることを内外にアピールする目的でつづらに設置したわけですね。そして、これ、こ

のセンターでは見守り対象者12人の方をということではありますが、その次の5ページのほうに、旧老人憩の家ということでも、つづらコールセンターと同様に、ここでも行ってありますということですが、なぜ2カ所の必要性があるのかということなんですね。ここでは何名の見守り対象者はいらっしゃるのかですね。前の3ページでは12人ということですが、ここでは全く人員が書かれてないわけですね。いわゆる対象者ですね。見守りの対象としてある——コールセンターでありますからですよ。

それから、老人憩の家というのは、3月議会で廃止が決まったわけですね。このとき、いわゆる建物、これが老朽化だから、このままこの施設は使えないということ。したがって、これは厚生文教常任委員会でも、これらについては、もし活用する場合は有効活用してという条件をつけてあったと思いますが、この条件が全く守られてないが、これについては、厚生文教常任委員会からは何か意見を申し入れているかどうか、執行部に対してですよ。非常に執行部は軽率なことをやっていると思うわけですね。厚生文教常任委員会から、そういう条件がつけられてあっても、その条件を無視して、まして今のお話では相談もなかった。相談もなくて、こういうことをやられては、全くの議会軽視も甚だしいということになります。これについて何か意見を申しあげているかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） まず、吉井中学校の不登校者数、3年生が多いということですが、3ページの真ん中あたり、アンサーの、昨年度2年生だけで21人という数字があります。これが現在の3年生になっているということです。なので、非常に3年生の不登校数が多いということです。

それから次は、心のレスキュー隊の部分だったと思いますが、さらにこれは——やっけてないのではなくて、さらにこれを充実させていく方向でやりたいという意味合いです。そういうことです。

不登校問題については2つやったかな、ですね。

それから、施設調査、福祉施設の調査のところ期日が抜けていたということは、大変、調査報告の条件として、ちゃんと明示すべきであったと思っております。私も、ここに出てくる前に気がつきましたので、あえて口頭で20日にやったということを書かせていただきました。

それから、つづらコールセンターについて、いわゆるここでやる意味というのは、あくまでも光ケーブル通信網が整っているからということだけではなく、我々が、あれが開設される前に、なぜあそこでやるのかということが市から説明があったと思いますが、その中で、やはり24年の北部九州豪雨災害で甚大な被害を受けた。あそこの復興をやっぴりアピールしたい。あそこを復興し、さらに棚田の百選にも選ばれた地域でありますので、それをやはり内外にアピールし

たいというのがあったと思います。それが大前提になっているとっております。

我々も、ただ単に山の中で、電話での見守り事業をするだけなら、むしろ平地のほうが行き来も楽だし、いいのではないかなということは、その当時、意見も言ったと思いますけれども、市からのそういった説明がこれを設置するときにあったと思います。それで、現在ではそういったことで、あわせて光通信網が整備していると、整備されていると、整っているということも、さらにアピールをしたいんだということであったと思います。

それから、障害者の方々がオペレーターとして仕事してもらっておりますので、その中にもう一つ条件があったのが、農産物をあのつづらであわせて生産し、ネット販売もしたいということがあったと思います。ただし、今ネット販売がされておるかどうかについては確認もしておりませんし、まだされてないと私も認識しておるところでございます。

それから、やすらぎ会の老人憩の家の廃止については、私たちも厚生文教常任委員会で高齢者福祉施設の廃止のときに条例は認めました。ただし、附帯意見として、今後この廃止になった施設の完全な取り壊し、あるいは再利用については、地域とか関係者の理解を十分得て取り組むよという意見をつけました。ところが、あれがこういった形で、議会というか厚生文教常任委員会にも何の報告もないままに、こういった使われ方をした、されているという現実を見ますと、我々も非常に不満です。不満ですけれども、現実に使っているという、もう事実があるので、もうどうしようもない、どうしようもないという言い方はおかしいかもしれませんが、後戻りができない状態にきているということで、やむを得ず黙認、認めたということになるかなと思っておりますが、そういった状況がありますので、ここで、3月末に老人憩の家を廃止後、施設の一部を事業者に貸与した経緯が不透明という表現で一種のアピールはしていると思っております。

あとは市長に言うてください。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） つづらでコールセンターを始めたのは、いわゆる山間地域のお年寄りを対象にということですね。そのときの人員が80人だったんですよ、山間地域はですよ。その中から5人だけを選んで24年度にスタートしたわけなんです。

今度は、この老人憩の家でやってありますけれども、ここは山間地の方が何名いらっしゃるわけですか。先ほどお尋ねしましたけど、向こうのほうが12名ということが3ページに書いてありますが、こちらの対象者は何名ですかというお尋ねをしましたけど、それについては全くお答えがなかったんですが、ここから電話をやっている対象者、お年寄りですね、これは何件やって、そして山間地域の方が何人なのか、平たん地の方が何人なのかですね。それから、いわゆるこの老人憩の家は、とにかく老朽化がもう一番の問題でありましたが、賃貸契約をしてありますが、これは何年間貸すように契約をしているのかというのが1点ですね。

それから、3月24日に27年度の第1回の議会が終わったんですよ。そして、もう4月1日から老人憩の家でそういう事業を始めるということは、いつから準備しとったんですか、これは、4月1日から準備したんじゃないですよ。もう4月1日から事業を始めているということは、いつからここにそういうテレビ電話を据えついたりしたのか、それについては調査していただいているかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） まず、つづらの対象者の人数のことですけれども、12人の方を対象ということではありますが、山間部が何人、平たん部が何人というのは、内訳については調査しておりません。申しわけありません。

それから、老人憩の家の、3月31日に廃止になって4月1日からもう使っているじゃないかということについては、これは、そのゆうゆうセンターでも、これもちょっと言いにくいんですけども、我々が知らない間に、つづらで手狭になったから——旧ふれあい荘ですね、そのゆうゆうセンターの広間の東側のスペースを利用して、あそこでもやってた。しかし、このゆうゆうセンターが4月1日からサンアメニティの指定管理に移行しますので、それをそこに置いとくわけにはいかないと。これは私がそういうふうに言っているのかどうかわかりませんが、とりあえずどこか場所を変えないといかん、やすらぎ会からも希望が出ている、じゃあ、31日をもって老人憩の家がとりあえず空き家になったから、あそこに持っていったというのが実情だろうと思います。

それで、さっきから申し上げますように、西別館のゆうゆうセンターの広間の使用についても、私たちは使われている、そういったコールセンターとして使われていることは知りませんでした。それから、4月1日から老人憩の家に移ったということも知りませんでした。個人的には、あそこに車がえらいとまるようになったから、何かあっているのかなということで、ようやくその後、今度、正式に調査をしてわかったというのが現実であります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） つづらのコールセンターの12名というのはわかりますよ。いや、こっちは全く人員が書いてないから——老人憩の家はですよ。（「済みません」と呼ぶ者あり）そこから何件を対象に電話をしているのか。

つづらのほうは、山間地域というのはわかるわけですよ。もう既に25年度で16件ですか、配置してありますから。つづらコールセンターからやるようにですね、25年度で。今度26年度で、これ、老人憩の家を持ってきてありますから、そこから何人のお年寄りに見守り隊の電話をかけているのか、その中に山間地域と平たん部を分けてありましようかというお尋ねでござい

ます。

それから、賃貸契約は、お答えがありませんでしたが、調べてないんだったら、もうそれで結構ですが、調べてあったら、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 老人憩の家からの見守り対象者の数については、質疑応答の記録の中にはあるかもしれませんが、私がちょっと把握してません。ちょっとほかの委員が記録してありますので。済みません。つづらも旧老人憩の家も12件ずつです。それから、別に田主丸町で7件のおたくに電話での見守りをしている、合計31人の見守りをしているということでありました。

それから、賃貸契約については把握しておりません。このことは、私は何かで、普通財産の貸与に当たるから市長の専決事項になるのではないかなという質問をしたこともあったんですけども、老人憩の家で言いますと、玄関入って一番奥の部屋、一部屋、狭い部屋がありますけれども、そこが、市がやすらぎ会に委託して電話での見守り事業をするという一部屋になっております。ですので、当然そこは市が委託した事業ですので、家賃等ももらわない。だけど、残りの手前のスペースについては、風呂は別ですけども、使ってませんから別ですけども、広間とかお座敷がありますけれども、ここは障害者とか高齢者の方が集うサロン事業を行っておられました。それについては面積を案分して家賃をいただいていると。家賃が幾らかはわかりませんが、はい、家賃をいただいているということでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃあ、今、旧老人憩の家の件の確認なり、やりとりがっております。この件については、私個人というよりも総務産業常任委員会の委員長として総括してお尋ねをしたいと思います。

実は老人憩の家、3月31日まではという、もう月末をもって条例が廃止されました。そして、今の話のとおりです。私だけじゃなくして、いっぱい車がとまっちゃうから何がありよるのかということから始まりました。それで、ちょうどいろいろお話を聞きましたけども、これはもう厚生文教常任委員会の所管でありますから、私たちが知らないのはということの話がありますから、もう当然だと思んですけども、私たちは、まだつづらだけでやっているという認識しかありませんで、そこのゆうゆうセンターですか、あそこについては全く存じておりませんでした。

ただ、そういうものがわかり次第、ゆゆしきものがどんどん耳に入ってきて、私個人にも訴えがありました。というのは、あそこに行けば1時間——障害者の方ですか、1時間300円、そすと、1日おったら900円上限で金がいただけるという話なんです。それで、これに、ある議員が主体的に絡んで主導してやっているという話、事実かどうかわかりません。ところが、それ

がかなり住民の方に、市民の方に広がって疑念が持たれている。その訴えが直接、間接にあつて
ます。

ですから、この件について、事実はどうあれ、ゆゆしき事態だというふうに思いますので、所
管である厚生文教常任委員会のほうが、この事実は、個人的なことについてあるであろうという
ふうに推測しますが、委員会としてどういう対応をとられているのか、この場でお話しできれば、
その概念でも結構ですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 老人憩の家の、いわゆるやすらぎ会の中、あそこの見守
り事業とサロン事業のことについて、そういった話は耳に、その後、入ってきております、私た
ちも。ただ、事実関係が確認できておりませんので、厚生文教常任委員会、委員会としての対応
というのは、正直言って、まだ何もとっておりません。

まず、そういったことで一番大事なところは、今、議員がかかわっているということをおっし
やいましたけれども、議員がどこまでかかわっているのか。そういったことも、我々も法的
な部分とか、あるいは政治倫理条例等との関係も当然出てくると思いますので、しっかり調査を
した上でないと軽々しく、このことについて調査とか、あるいは結論を出すということにはなら
ないと思いますので、まずは事実関係、それをしっかり把握したいなということは思っておりま
す。

正直言って、江藤議員も今おっしゃいましたように、私たちも、あそこに車が——通るた
びにですね、えらいとまるようになったから、一体何があっているんだということで、そして、委
員会の調査の対象になったときに初めてそういったことが出てきたわけです。それで、いろん
なことがうわさの域を出てない部分がありますので、結論的には出せませんが、この
報告書をつくる時点で、まだほとんど確認できてない部分ばかりだったので、あえて報告書に
はそのことは載せておりません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかりました。いずれにしても、所管の事業でございますから、
やはり早急に調査をすべきだと思います。これだけ皆さんからの声を聞きますから、よろしくお
願ひしておきたいと思います。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで質疑を終わります。

厚生文教常任委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。11時10分より再開します。

午前10時54分休憩

午前11時10分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第7. 議案第45号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、議案第45号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度うきは市一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第45号専決処分の承認を求めることについて。

平成26年度うきは市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第6号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

平成26年度うきは市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めること。平成27年3月31日。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配付しております、平成26年度うきは市補正予算書、左上に平成27年3月31日、専決処分第6号、第7号と書いてある予算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

専決第6号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第7号）。

平成26年度うきは市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,961万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億6,224万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成27年3月31日。うきは市長高木典雄。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。

1、変更。8款2項道路橋りょう費。補正前の事業名が一般道路新設改良事業、金額が1,240万8,000円、補正後が——同じ事業でございます、3,607万1,000円、2,366万3,000円の増でございます。

このことにつきましては、3月の補正で、道路新設改良事業で繰越明許費1,240万円の御承認をいただいたところでございます。その後、2路線におきまして年度内の完成見込みが困難となったため、繰越明許費の変更を行うものでございます。

理由といたしましては、1路線におきましては、買収予定地の抵当権の抹消手続に不測の日時を要したためでございます。また、もう1路線につきましては、地元水利組合との協議に不測の日時を要したためでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入から御説明を申し上げます。

歳入。2款1項1目地方揮発油譲与税、補正額88万3,000円の増でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

2款2項1目自動車重量譲与税188万2,000円の減額でございます。

続きまして、13ページ、3款1項1目利子割交付金8万1,000円の減額でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

4款1項1目配当割交付金730万9,000円の増額でございます。

続きまして、15ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金883万7,000円の増額でございます。

続きまして、16ページでございます。

6款1項1目地方消費税交付金3,446万円の増額でございます。

続きまして、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金31万9,000円の減額でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

8款1項1目自動車取得税交付金62万9,000円の減額でございます。

続きまして、10款1項1目地方交付税3億7,220万7,000円の増額でございます。特別交付税分でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

11款1項1目交通安全対策特別交付金10万5,000万円の増額でございます。

以上、2款から11款までにつきましてのそれぞれの剰余金及び交付金につきましては、国または県が徴収し、法令に基づく基準によりまして市町村に交付されるものでございます。種類によっては違いますけれども、2回から4回に分けて交付されておりますが、いずれも最終の交付が3月下旬に交付されますので、その交付税の確定により、専決にて補正を行ったものでございます。

続いて、21ページをお願いいたします。

17款1項2目指定寄附金、補正額が2,092万1,000円。内訳といたしまして、総務費寄附金といたしまして、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」が881万3,000円でございます。それから、うきはの里株式会社からの寄附金が1,200万円でございます。ふるさと・うきは「まごころ寄附金」につきましては、3月の補正で3,730万円の補正を行ったところでございますけれども、その後、年度末までに寄附された分の補正を行ったものでございます。26年度の合計で、件数が2,002件、金額が4,881万3,000円の寄附があつておるところでございます。うきはの里株式会社の寄附につきましても、年度末に寄附されたので今回補正を行ったものでございます。

続きまして、2節の災害見舞寄附金10万8,000円につきましても、年度末に寄附があつたものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額が減額の2億2,220万円でございます。特別交付税等の歳入の増加によりまして、基金の繰り入れを予定したものを減額するものでございます。減額する内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、3、歳出の説明に移らせていただきます。

2款1項7目財政調整基金費、補正額2億2,200万円。内訳といたしまして、積立金といたしまして、財政調整基金に6,000万円、それから減債基金、これにつきましては、将来の償還等に備え1億5,000万円、それから地域振興基金、これにつきましては、うきはの里株式会社からの寄附金1,200万円を積み立てるものでございます。

続きまして、14目地域コミュニティ推進費につきましては、財源組替でございます。特別交付税の交付による歳入増加によりまして、充当を予定しておりました基金を一般財源に組み替えるものでございます。

24ページをお願いいたします。

4款1項7目火葬場建設費、これにつきましても、同様に基金の繰り入れを一般財源に組み替えるものでございます。

続きまして、25ページ。

6款1項3目、これも財源組替でございます。これにつきましては、災害見舞金の寄附がっておりますので、その分を充当したものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費から、27ページ、小学校管理費、それから28ページの中学校の学校管理費まで、同じくいずれも基金の充当を予定したものを歳入増加によりまして一般財源へ組み替えるものでございます。

29ページ、14款1項1目予備費、238万9,000円の減額につきましては、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今度の6月議会では、非常に専決事項が多いわけですね。これは地方自治法の第179条で、専決できる規定が4つ決められてあります。1つは、議会が成立しないとき、例えば議会招集したけども出席議員が少なかった、したがって、議会が成立しないときは専決ができると。それから、2番目に、法律第113条、ただし書きの場合において、なお、会議を開くことができないということ。それから、3番目に、市町村長が議会を招集するいとまがないと認めるとき。それから、4番目に、議会が議決すべき事件を議決しないとき。この4つが決められているわけでありましたが、今度の専決処分は恐らく、市町村長が議会を招集するいとまがないと認めるときというのを適用したんじゃないかと思われる。

ところが、本当に議会招集するいとまがないかどうかと。このようにたくさんの専決処分があるのに、なぜ議会を開かなかったかというのが第1点であります。これは市長にお尋ねしたいと思います。

私ども議員必携という書物を持ってありますが、ここにも書いてあります。問題は、招集するいとまがないときと、運用が、いわゆる現実には非常に曖昧だということであるわけです。法律第101条第2項の規定により、市の場合は7日間の告示期間を置かないで前日告示しても議会は開くことができますと。第101条の第2項では、確かに市町村——市の場合は7日ですね、告示がですよ。町村の場合は3日ということが決められてありますけども、この期日告示はあくまでも正統な場合で、急を要する場合は、これは変更できるということですから、議会は当然招集ができるんだと。したがって、めったに起こり得ないと言える。市町村長が議会を招集するいとまがないというのは、客観的妥当性が認められる場合に限って厳正に運用されるべきだということが書かれてありますが、これについて市長の回答を求めたいと思います。

それから、この予算書をいただいておりますけれども、補正予算書、上のほうですよ、27年

3月31日、専決第6号、専決第7号、この2つ書いてありますが、これ、どういう意味なのかですね。専決第6号、専決第7号。この専決第6号のことを今、議題になっているわけでしょう。専決第7号というのは、どういう専決をしてあるのかですね。この一番上ですよ、表紙。表紙の一番上に、専決第6号、専決第7号。この意味を説明してください。

それから、実はこの予算書を一生懸命調べているときに、たまたま前の議員であった佐藤氏がちょっと遊びに来たということですが、実は私は予算書を今調べているけど、どうもこうもわからんけんというようなことで、2人で一生懸命調べました。何を調べたかということ、この18番目に書いてあります18款2項の繰入金、総括表9ページ、この繰入金の9億7,387万円は、どこから持ってきた数字なのか。補正前の額ですよ。9億7,387万円。この9億7,387万円の根拠がわからない。きょうも傍聴に来ていただいております佐藤氏と2人で一生懸命、26年度のこの全部の予算を調べたんです。ところが出てきません。これはどこから持ってきた数字なのか、明確に答弁してください。これがでたらめということになりますと、この専決処分は認められませんよ。そんなでたらめな数字を並べているんだったら、とてもこの専決処分は認められませんけれども、明確にまず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、大きく3点の質問をいただきましたが、1点目については、私から答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり、今回、議案第41号から議案第47号まで7件の専決処分の承認を求めているところであります。いずれも一般会計、それから後期高齢者の特別会計、2つの会計についての専決処分でありますが、これは例年この6月議会にお出ししているように、3月31日までのより厳格な予算をしっかりと計上すべきものということで、過去より、この時期で、3月31日締めで専決処分をさせていただいているものでありますし、他のほかのものについては、ほとんど親法の改正に基づいて、機械的にとっては恐縮なんですけど、親法の関連で改正をさせていただいているものであります。第1回の定例議会から3月31日まで、ほとんど期間がなかったことにより、招集するいとまがないという判断の中で、7件の専決処分を提案させていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 9ページの繰入金の9億7,387万円の数字のことについての御質問でございますけれども、3月の補正予算書はちょっとお手元ないかもしれませんが、この数字は18款全体の数字でございます。18款全体の数字が9億7,387万円でございます。補正予算に上げておりますのは、2項でございます。お手元にお持ちでございましたら、3月補正の4ページをごらんいただきまして、18款繰入金の総額を確認いただければ、

その数字になっておると思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） もう一点の御質問で、この専決が——第6号、第7号が併記されておりますことにつきましては、第7号につきましては、この後、後期高齢者医療事業特別会計の専決案件を一緒にとじておる関係でございます。そういった関係で、今回一緒にとじておるということで、こういった表記をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 3月の議会で補正というのは、第6号であるわけ、補正第6号。

皆さん方も予算書を持ってきていると思いますが、これ、27年3月5日開会の第1回定例会議案で、26年度福岡県うきは市補正予算一般会計補正（第6号）ということですよ。それを見ればということですから、見てからお尋ねしているわけですよ。見てから、合わないから、今、私もあえて質問を出しているわけですよ。

だから、つまり、15ページですか、総括表の15ページ、3月補正の15ページですよ、18款に繰入金というのがありますよ。15ページを見ていただいておりますか。その繰入金をずっとやっていきますと、補正前が11億4,190万2,000円、それから、減額補正でありますから2億7,223万2,000円減額したわけですよ。補正後の金額というのがそこに出ているでしょう。8億6,967万円と出ているわけ。それが何で1億420万円もふえなきゃならん。これ、3月13日に可決した議案書ですよ、これは。

それから、もう少し明細申し上げますよ。28ページを見てくださいよ。3月議会の議案書ですよ。28ページ。あなたが3月議会見れ、予算書見れということですから、見てますよ。

28ページに、18款繰入金、2項に基金繰入金というのがあって、1目財政調整基金繰入金、補正前の額が11億4,185万1,000円、補正の額2億7,223万2,000円、合計の引いた残りが8億6,961万9,000円ということですよ。その内訳が右のほうに出ています。後ろ見らんで、よっと見とってさいよ。財政調整基金、マイナス2億2,500万円、それから、山村地域振興基金、マイナスの336万1,000円、振興基金、マイナスの4,000万円、水源かん養基金が387万1,000円のマイナス、これを合わせたのが2億7,223万2,000円なんですよ。ここに残が出ているのに8億6,961万9,000円、これが何で9億円になるわけですか。おたくの予算書にはそうは書いてありませんか。見ていただいている予算書。書いてないなら書いてないと言ってください。私、かえてもらわなきゃなりませんから。

これは3月議会で審議した補正第6号なんですよ。この予算書が違うんだっただけ言うてくださ

い。おまえの予算書が違うんだという。そしたら、おたくたちが持っている予算書と取りかえてください。だったら、この予算書は何のために出したんですか、3月議会。議会で議決している予算書ですよ、これは。どんなからくりをやるわけですか、1億420万円も。

市長は決裁してありますから、決裁者としてどう思うんですか。こんなでたらめな予算書ありませんよ。

まず、補正第6号が、私が言った数字と同じですか、どうですか、企画財政課長。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書配付、私のほうも係っておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

3月議会のときにもおわび申し上げたと思います。申しわけありません。補正予算書、3月議会の分を、最初お配りした分から、その後——議会運営委員会の際にその分はお配りしております。修正をかけて、また配付をさせ直してもらってますというか、差しかえをさせてもらってます。その分では、今、企画財政課長が説明した数字でなっておりますので、そのときに回収すればよかったですけど、申しわけありません。おあげしたままで新しいのをお配りしてますから、最初の議会運営委員会の際の分と言われてあるんだと思います。申しわけありません。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それじゃ、財政課長にお尋ねしますが、いわゆる今度の予算で、財政調整基金の繰り入れから、マイナス4,420万円ですか、これを減額してありますけれども、この財政調整基金は現在幾らになるわけですか、残りは。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 26年度末で33億8,680万5,414円でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これは、財政調整基金というのは、平成26年度の当初予算、これの28ページに6億円という予算を計上したんですよ。そして、補正第1号、これでさらに追加を6,000万円やってあります。予算書あったら見てください。追加6,000万円やりますよ。だから、補正後の金額は6億6,000万円になっているわけですね、補正後は。そして、補正第2号で2億5,000万円の減額でありますよ。補正後が4億1,000万円になります。その次、補正第5号で1億8,500万円の減額をやっております。だから、残りは、補正後が2億2,500万円なんですよ。そして、補正第6号で2億2,500万円の減額をやっておりますから、ここでゼロになるわけでしょう。この予算書でいきますと、そうなっているわけです。それを今度また4,420万円ですか。あとは3億8,000万円残っている。これは明細を出してもらえんですか、議会にですよ。その残っている明細をですよ。

どうも今までの予算と予算書を計算していきますと違いますもんですから、どのように違って
いるか明細を出してもらわなきゃ、皆さん方はわかりませんよ。これらについて明細が出せるか
出せないか、出せるんだったら早急に出してください。じゃないと、これ、きょう、承認をしな
きゃなりませんからですよ。それが出せないということになると、これは、承認はできないとい
うことになる。

この残高についても、この予算書、当初予算からずらっと調べていきますと、森林整備担い手
対策基金が203万3,000円。現在の残高がですね。それから、市有林保育管理基金が
969万1,000円。地域福祉金が600万円です。それから、山村地域振興基金が
1,663万9,000円。それから、振興基金が713万5,000円。それから、ふるさと創
生基金が175万1,000円。そして、減債基金が2億2,824万1,000円。それから、
地域振興基金が2,200万円。それから、公共施設については、もう減額をしましたので、今
度の減額してありますのでゼロになりますが、図書購入基金が200万円。そして、公共施設の
臨時交付金が3億5,000万円。そして、水源かん養基金が4,612万9,000円。合わせ
て、これで計算していきますと6億4,741万9,000円なりますけれども、皆さん方の計算
では7億5,167万円ということですから、この明細を出していただけないでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 御質問の件につきましては、すぐ準備してお渡ししたいと思
います。資料をお渡します。（「もう少しはっきり言ってください。聞こえませんか」と呼ぶ者
あり）財政調整基金の平成26年度の補正で移動した分について、わかる資料をお渡ししたいと
思います。

以上です。（「いつごろでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） すぐ準備いたしますので。

以上です。（「暫時休憩ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） では、今、準備するそうですので、ここで暫時休憩します。追って再開
時間を連絡します。

午前11時44分休憩

午前11時55分再開

○議長（岩佐 達郎君） 会議を再開します。

企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 今お手元に配付しております資料につきまして御説明を申し上

げます。平成26年度の基金の当初予算から最後の専決までの取り崩し、それから増額、積み立て関係の一覧表でございます。

御質問の件につきましては、一番上の財政調整基金、当初予算で6億円充当しております、最終的に右のほうの専決で4,420万円減額して、結果的に残るものが6,000万円でございます。この6,000万円につきましては、その下の水源かん養基金のほうに充当ということで、6,000万円だけは財政調整基金を一般会計の中に残した形ということでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、資料をいただきましたけど、3月の補正予算が二通り出ているということですね。私も最初、議会運営委員会でいただいた資料を使っておりましたものから、結局は3月の財政調整基金の繰入金額が違っているということですね、言いかえればですね、減額分がですよ。

ということになりますと、今やっている専決のとおり、基金繰り入れは、補正前の額が9億7,387万円、今度、補正額が、いわゆる4,420万円を含めて2億2,220万円を減額するというので、そうすると、ここに書いてあるように、4ページ、7億5,161万9,000円になるんだという説明の資料をいただきました。これで納得いたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 21ページでちょっとお尋ねしたいんですが、寄附金が、うきはの里株式会社から1,200万円と。去年は700万円だったんですけども、かなり上がっております。評価したいと思いますが、物産館、売り上げ金額、それから来館者数もそれぞれ数パーセント上がっていると思うんですが、もし、つかんでおったら、何パーセントぐらい、25年度対比、上がっているかというのがわかれば。わからなかったら結構ですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 今回、寄附金が1,200万円ということで増額をいただいております。道の駅のほうにつきましても、平成26年度全体的に売り上げが伸びたということは聞いております。それが何パーセントかというところまでは、まだ調べていないところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は承認することに決しました。

日程第8. 議案第46号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、議案第46号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の30ページをお願いいたします。

議案第46号専決処分の承認を求めることについて。

平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いします。

専決第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めること。平成27年3月31日。うきは市長高木典雄。

別紙の平成26年度補正予算書、専決第7号の分の31ページをお願いします。

専決第7号平成26年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,701万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月31日。うきは市長高木典雄。37ページをお願いいたします。

歳入。

1款1項1目特別徴収保険料、1節現年度特別徴収保険料425万3,000円の減です。

2目普通徴収保険料。1節現年度普通徴収保険料569万3,000円の増額でございます。

2節滞納繰越分普通徴収保険料53万7,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目延滞金、1節延滞金33万円の増額補正です。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金237万1,000円の増額の補正です。これは、後期高齢者医療広域連合の納付金につきましては、保険料の収納全額を納付することになっておりますが、収納額が見込みよりふえたため、納付金の不足が生じたので増額の補正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目予備費、6万4,000円の減。歳入歳出の調整によるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 39ページの後期高齢者医療広域連合納付金は、今、徴収がふえたから納付金がふえたという話ですね。

というのが、これは補正第3号で293万8,000円減額しておったわけですよ。そして、今度、ふえた。じゃあ、補正第3号のときに収納が低く見たということでしょうか。それはそのまま収納がふえたということでしょうか。その点について答弁をお願いしたいと思います。

これ、4億2,059万7,000円になりますね、連合会納付金ですよ。この補正後がですよ。だから、今度237万1,000円ですけど、第3号で減額したのが293万8,000円だったんですが、この開きの理由は、今、収納がふえたからだということですが、じゃあ、収納は第3号のときはどうなっとったかということをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） これにつきましては、収納見込み額をやはり少なく見たということで、今後このようなことがないように十分注意したいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は承認することに決しました。

日程第9. 報告第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第9、報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） お手元に、報告第1号と書いてあります繰越明許費計算書のほうを出していただきたいと思えます。

報告第1号一般会計繰越計許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成26年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。あわせて、別に繰越事業の補足説明資料ということで、事業の詳しい内容と補正の月を入れました紙もあわせてごらんいただきたいと思えます。款、項、事業名、それから金額につきましては、翌年度繰越額を読み上げまして説明とさせていただきます。

2款1項企画費、これにつきましては、地方版総合戦略委託料ほか2件分を含んでおります。合計で1,295万6,000円の翌年度繰り越してございます。財源内訳につきましては、右に

記載のとおりでございます。財源繰り上げにつきましても、以下、朗読を省略させていただきます。

2款1項、地域力創造活用事業、翌年度繰越額326万4,000円。

2款1項、農商工観連携促進事業、翌年度繰越額248万3,000円。

2款1項、電子計算処理費、翌年度繰越額1,959万6,000円。

3款1項、老人福祉一般管理費、翌年度繰越額868万4,000円。

3款1項、後期高齢者医療費、翌年度繰越額149万6,000円。

3款1項、障害者自立支援対策事業、翌年度繰越額120万円。

3款2項、乳幼児医療対策費、翌年度繰越額368万3,000円。

3款2項、民間保育所運営費、翌年度繰越額2億1,703万3,000円。

3款2項、地域子育て支援事業、翌年度繰越額300万円。

4款1項、保健衛生一般管理費、翌年度繰越額162万円。

4款1項、予防接種費、翌年度繰越額240万円。

4款1項、水資源対策費、翌年度繰越額290万円。

5款1項、労働諸費、これにつきましては、地域人づくり事業委託料ほか2件分合計でございます。2,585万9,000円。

6款1項、農業振興一般管理費、これにつきましては、農業法人支援交付金ほか3件分の合計でございます。7,280万円。

7款1項、商工業振興事業、これにつきましては、臨時経済対策商品券発行事業費補助金ほか1件分の合計でございます。5,713万円。

7款1項、観光事業費、繰越額267万9,000円。

8款2項、道路維持補修費、繰越額2,940万円。

8款2項、一般道路新設改良事業、繰越額3,607万1,000円。

次のページをお願いいたします。

8款4項、公営住宅建設事業、新治団地分でございます。繰越額4億4,591万2,000円。

10款2項、小学校総務費、繰越額169万円。

10款4項、青少年育成費、繰越額82万5,000円。

10款4項、伝統的建造物保存対策事業、翌年度繰越額が3,228万8,000円でございます。

10款4項、文化財一般管理費、翌年度繰越額936万1,000円。

10款4項、文化財施設管理費、翌年度繰越額165万3,000円。

10款4項、社会教育集会所運営費、翌年度繰越額278万8,000円。

1 1 款 1 項、過年発生農地災害復旧事業、翌年度繰越額 6 0 0 万円でございます。

1 1 款 1 項、過年発生農業施設災害復旧事業、翌年度繰越額 1, 1 1 8 万 6, 0 0 0 円。

1 1 款 2 項、過年発生公共土木施設災害復旧事業、翌年度繰越額 2, 2 5 1 万 1, 0 0 0 円でございます。

一番下の合計欄につきまして、翌年度繰越額の合計が 1 0 億 3, 8 4 6 万 8, 0 0 0 円となっております。財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1 3 番、三園議員。

○議員（1 3 番 三園三次郎君） そこに出てある金額が、翌年度繰越額が減っているのがあるわけですね。それは、いわゆる事業がそれだけ遂行されたということでしょうか、それともそのまま事業量が減っているのかどうかですね。

例えば 5 款の労働諸費でありますと、金額が 2, 7 7 0 万 4, 0 0 0 円ではありますが、これは、繰り越しは 2, 5 8 5 万 9, 0 0 0 円ということは 1 8 4 万 5, 0 0 0 万円少なくなって、それだけ事業が進んだということでしょうか。これが 1 点ですね。

それから、大きい事業があるわけですね。土木費の公営住宅建設事業というのは、4 億 8, 7 5 7 万 9, 0 0 0 円なのが 4 億 4, 5 9 1 万 2, 0 0 0 円に減っておりますけれども、4, 1 6 6 万 7, 0 0 0 円も減っているのに、いわゆる繰越明許の変更はやらなくていいのかどうかですね。今まで変更した場合は変更ということで出てきとったけど、全くこれ、出てないわけでしょう。変更ですね。なぜ変更がやられてないかどうかということですね。繰越額の変更というのを今までは出しとった。大きい金額になるとですよ。いわゆる災害復旧みたいに、1, 2 6 7 万円が 1, 1 1 8 万 6, 0 0 0 円ということは 1 4 8 万 4, 0 0 0 円減額になってありますが、パーセントでいくと 1 1 % になりますけれども、これは金額が小さいけれども、上の土木費については金額が大きいわけです、4, 1 0 0 万円ということですから。いわゆる翌年度繰越額の変更を、なぜこういう大きい金額が出ているのにやってないかということをお願いしたいと思うんです。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 金額の欄の左側につきましては、補正の繰越明許費補正に上げた金額でございます。

それから、金額が下がっておる関係につきましては、1 つは、一番最後の 3 月補正に上げた段階では、大体 2 月上旬に補正の関係で数字を把握しております。繰り越す可能性がある場合は議会提出用で数字を把握するよにということ。

それから、きょう、お示ししております数字につきましては、3月31日まで執行した段階で繰り越しの調整を行ったところでございます。ですから、約2カ月弱ほどその期間ありますので、その間に執行した分も含まれるところでございます。また、その中には一部、契約が整って金額が下がった、そういった部分もあろうかと思えます。そういった関係で、3月の時点からちょっと数字が下がったというところでございます。

その間の繰り越しの補正ということでございますけれども、そういった分については、専決等でしなければならない可能性もありますけれども、今回、繰り越し計算する調整ということでお示しをしておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この中で労働費というのがあるわけですね。いわゆる2,770万4,000円ですけども、一番大きい金額は地域人づくり事業委託料なんですよ。これが、去年の6月が1,490万円だったのが、去年の12月議会ではまたふえてきている、1,840万円にですよ。そして、今度3月には2,194万円と、だんだんふえていきよるわけ。地域人づくり事業の委託がこんなにふえるというのは、何でふえるわけですか。どんどん地域人づくり事業をやっつかないかなきゃならんのに、停滞しているということですか、これは。事業停滞による繰り越しということでしょうか。答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 私のほうが把握していることについて説明を申し上げます。

地域人づくり事業委託料につきましては、1年間の委託事業というふうにお伺いしております。市内の仕事を持っていらっしゃる方、そういった方につきまして、市内の事業所で雇用していただき、いろいろな技術とか、そういったものをその間、習得していただく、そういった方に対する賃金等をこの事業によって補助するというので、その雇用期間が1年間ということでございますので、その方の給料が月々になっていますから、段階的に今回、金額が下がるところでございます。一応そういったことでございます。

あと、うきはブランド推進課長が補足します。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） ただいまの件でございますけど、緊急雇用的な形での雇用対策の関係です。これは事業所のほうと選定してやっておるわけですけど、事業開始のほうだんだんおくれたとかいうふうな状況がありまして、なかなかその分が変わってきたという事情があります。そういうことでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 地域人づくり事業の委託料ですから、これはむやみやたらに延

ばすわけにいかんわけ。やっぱり早くやらないと、期限がありますからですよ。6月のときが1,400万円だったのが、今度は12月のときに1,800万円になった。そして、それから3カ月すると2,100万円になるということでしょう。いわゆる地域人づくり事業が進められてないということですね、言いかえりゃですよ。裏返しすればですよ。本当はこれ、26年度予算ですから。

したがって、このように、26年度の予算消化不良で翌年度に繰り越すということは、いいことじゃありませんよ。これ、10億円からの、26年度で本当は消化しなきゃならん予算なんですよ、これはですよ。それが、例えば、この後、出てきますね。健康とか、そういうもので消化不良で繰り越すということはありませんけれども、やっぱり年度で予算を立てておるんですから、年度内消化が原則になるわけですよ。皆さん方はもう、繰り越し、繰り越しでやっていきますけれども、あくまでも年度内消化を原則でやっていただかないと、こういう事例がどんどんふえてきて、ことしの場合には10億3,000万円ですけど、これを怠っておいたらまたまたふえてくるということになりますから、その辺の実態はどうなっているのかをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） この事業につきましては、一応1年間、12カ月というふうになっております。それで、事業所のほうに募集かけまして、そういった手を挙げてもらうというような形でやっております。その中で審査をして、選定をしていくというような方法でやっておりますけど、なかなか事業者のほうで事業開始等について、いつから開始するかというふうなところの中で、やっぱり若干ずれが出てきたり、ちゃんと整備した中でやっていくというふうなところがあります。ただ、開始、始めてから1年間というふうな期限——年度をまたいで1年間ということではありますので、そういったところで、先ほども申し上げましたように、だんだん後ろになってきておるのは、事業者のほうで、事業開始がどうしてもずれてくると。きちんとした形で開始してもらおうというようなことでこちらでも指導しておりますので、そういったところでそういうふうな形になっておるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号の報告を終わります。

日程第10. 報告第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、報告第2号一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題

とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 報告第2号と書いてあります事故繰り越しの計算書を出していただきたいと思います。

報告第2号一般会計事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項の規定により、平成26年度からの事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製したので、報告する。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

読み上げて説明を申し上げます。

平成26年度うきは市一般会計事故繰越し繰越計算書。

11款1項農林水産業施設災害復旧費、事業名が過年発生農地災害復旧事業、支出負担行為額——支出負担行為額と申しますのは、契約が終わっておる関係でございます。6,209万2,778円。左のうち、支出済額5,868万1,058円。同じく左のうち、支出未済額341万1,720円。翌年度繰越額が341万1,720円でございます。これにつきましては、支出負担行為の契約は2件分でございます。

その下、11款1項農林水産業施設災害復旧費、事業名が過年発生農業施設災害復旧事業、支出負担行為額が2億2,066万4,320円。左のうちの支出済額が1億8,590万6,680円。同じく支出未済額が3,475万7,640円でございます。翌年度繰越額が同額の3,475万7,640円を繰り越すものでございます。財源の内訳につきましては、記載のとおりでございます。これの負担行為の契約の件数につきましては、9件分でございます。

この2件につきましては、平成24年の九州北部豪雨の災害復旧でございます。平成24年度に復旧予算を計上いたしまして復旧を図ってきたところでございます。しかしながら、平成25年度に全部が完成することができず、竣工できなかった部分につきまして、平成25年度から26年度への繰越明許をし、継続して復旧を行ってきたところでございます。しかしながら、それでも平成26年度中に完了することができなかったため、今回、事故繰り越しを行い、平成27年度で復旧を継続するものでございます。事故繰り越しにつきましては、会計年度独立の例外的措置として、既に支出負担行為——契約が完了しているが、諸事情により年度内完成が困難となる場合に、翌年度へ繰り越して行うものでございます。

事故繰り越しの理由といたしまして、説明欄に記載のとおり、2件とも先行する工事のおくれに伴い、工事が遅延したためでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと確認であります。法律の自治法第220条第3項、この説明ですね。先行する工事のおくれに伴い、工事が遅延したためと。法律で予定しているのは、避けがたい事故という非常に厳格なあれがありますけども、こういう説明で、こういうものは通常通っておるのかなという気がちょっとしたものですから、その確認ですね。そういうもの、過去にもいろんな例があると思うんですけど。

それと、この2つの事業、具体的に場所と事業がどこなのかを確認させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まず、事故繰り越しの理由につきましてですけれども、今回の場合、そこに通じる道路が完成できなくて遅延したということでございますけども、事故繰り越しの理由はいろいろあると思います。

まずは自然災害——台風等、水害等で資材の搬入等ができないケース、あるいは建設資材等が、災害が重なり、現地までの搬入ができない、あるいは物価の高騰により、資材自体の入荷が困難になったため、あるいは作業員等の確保が——東日本大震災等で作業員等が確保できないというケースもあっております。そういったものも事故繰り越しのケースでございます。

それから、工事途中に埋設物——新たな埋設物等が発見されて工事が中断され、できなくなった、あるいは文化財等のものが発掘されて工事が中断になったとか、そういったものが事故繰り越しの理由でございます。今回の場合、記載のとおり、そこに到達するまでの道が確保できなかったために事故繰り越しということで行うところでございます。

それから、場所につきましては、上の2件につきましては、森上地区と小塩川筋でございます。それから、下の農地施設のほうにつきましては、同じく森上地区、それから新川地区、それから中立目地区の水路関係、それから中村地区の水路復旧、それから本村地区が3件、それから田代地区の農道橋の復旧、そういったものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 補足いたします。事故繰り越しの案件でございますが、ほぼ全てが、先ほど企画財政課長が申しました中で、森上地区、いわゆるつづらの棚田のところに、まだ農地と水路の復旧が終わっておりません。あの部分がほとんどの部分を占めておりまして、先ほど何件か申した部分につきましては、市の単独債の部分でございますので、森上地区につきましては、まだ国・県補助金のほうがついているという状況でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第2号の報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。1時30分より再開します。

午後0時30分休憩

午後1時29分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第11. 報告第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） それでは、説明申し上げます。議案書の第1ページをお開き願います。

報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告する。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

お手元のほうに、平成27年3月30日開催の第1回理事会議案並びに平成27年5月18日開催の第2回理事会議案の資料を提出させていただいております。それによりまして御説明申し上げたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

経営状況の説明につきましては、第2回、5月18日の理事会の議案の事業報告及び決算報告のほうで説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

資料につきましては、事前にお渡ししておりましたと思いますので、要点のみの説明というところで御了解いただきたいと思います。

まず初めに、3ページをお願いいたします。

平成26年度事業報告でございますけど、26年度は特にこれといった事業は行っておりません。三春工業団地の造成工事につきましては、平成21年3月に完了しておりますので、26年度といたしましては、その維持管理を行ったのみというところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

財産目録でございます。区分の普通預金が1,542万6,484円というふうになっております。内訳につきましては、内容のほうに市中銀行をそれぞれ挙げておりますので、昨年と比較しますと、約110万2,000円程度減少しておるといっております。

次に、定期預金でございますけど、これは500万円、にじ農協1口です。

次に、完成土地等といたしまして2億5,290万8,899円です。これは完成土地の期末現在の残高となっております。また、これにつきましては、後ほど13ページのほうで御説明申し上げたいと思います。

その下の資産合計、これが2億7,333万5,383円でございます。

次に、一番下のほうの上になりますけど、負債合計、こちらのほうが1億3,000万円と。これにつきましては、短期借入金というところで、うきは市土地開発基金より借入れをしているというものであります。これにつきましても、昨年と同額となっております。

それで、下から3行目の資産合計から、その下の負債合計、これを差し引きますと、一番下の1億4,333万5,383円となりまして、これが開発公社の純財産ということになっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

現金及び預金明細表でございます。これはもう、見ていただければおわかりかと思っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、6ページ、平成26年度の開発公社の3月31日現在の経営状況をあらわすものであります。

まず、資産の部といたしましては、1、流動資産、現金及び預金と完成土地分でございます。金額は先ほど前々ページのほうで申し上げた金額になります。固定資産のほうはございません。

次に、負債の部です。負債の部の1として、流動負債といたしましては、先ほど申し上げました市の土地開発基金からの短期借入分と、固定負債分についてはゼロというところになっております。

次に、資本の部であります。1、資本金の基本財産の500万円です。準備金といたしまして、昨年から(1)の前期繰越準備金、これが1億3,848万8,435円となっております。

(2)の当期純利益につきましては、収入はありませんで、造成土地の維持管理費などで、合計額はマイナスの15万3,052円となっております。

この分を前期の繰越金と相殺いたしまして、その下の欄の準備金、合計1億3,848万8,435円から15万3,052円を引きますと1億3,833万5,383円となり、この分に基本財産の500万円を加えたものが、下から2行目の資本合計1億4,333万5,383円と

なりまして、そして、この資本合計と、中ほどの負債の部の合計1億3,000万円とのこれを合わせますと、一番下の数字の2億7,333万5,383円となっております。

続きまして、7ページのほうをお願いいたします。

損益計算書でございます。1年間の収益と費用の状態を示すものでございます。26年度におきまして、先ほど申し上げましたように、維持管理費等に係った経費のみしかありませんので、その分です。中ほどに3番の販売費及び一般管理費が6万6,442円、4番目といたしまして、事業外収益といたしまして、受取利息が4,390円と。5番の事業外費用としまして、支払利息9万1,000円、この利率につきましては0.07%分で、市の土地開発基金からの借入れ分の利息ということになっております。

続きまして、下から2段目、経常利益といたしましては、収益分から経費分を差し引きましてということになります。マイナスの15万3,052円となりまして、この分がそのまま、一番下の当期純利益でいきます赤字ということになっております。これは6ページで先ほど貸借対照表の当期純利益のほうを説明、今いたしましたけど、それと一致するということになります。

続きまして、8ページの関係でございます。この分はキャッシュ・フロー計算書ということで、具体的な現金の流れを示す財務諸表でございます。一番下の欄の合計金額は、5ページの現金及び預金明細表と一致するというので、2,042万6,484円となっております。

続きまして、9ページの関係でございます。市の土地開発基金からの借入れの明細表であります。

これにつきましては、期首において0.07%で借入れておりました1億3,000万円を、借入れ期限切れのため返金するため、去る26年12月15日に改めて0.01%で借りかえたものでございます。それで、上の段と下の段というような形で出ております。

続きまして、10ページと11ページの関係であります。

これにつきましては、先ほど申し上げました損益計算書の収益、経費の内訳を示したものでございます。説明につきましては、損益計算書のほうで説明しておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、12ページの関係でございます。

資本金明細表ということで、これにつきましても500万円1口であります。

最後に、13ページのほうをお願いいたします。

平成26年度の完成土地の明細表でございます。面積といたしまして、表の一番上の段の右端に書いてありますが、3万4,592平方メートル、これが三春工業団地の東側の区画分でございます。これが今、土地開発公社のほうで所有している分になります。この価格が金額にして、その7行下の計の欄、右端のほうになるとは思いますけど、2億5,290万8,899円となって

おります。これは4ページのほうでも説明しておりました完成土地の分ということになります。当期増加高というところであるかと思えます、(B)というところを出ているかと思えますけど、94万9,700円につきましては、11ページのほうにございますけど、この土地に係る1年間の維持管理費、これがかかっておりますので、その分が加わってくるというものでございます。

以上が決算の内容であります。

14ページにつきましては、平成27年5月8日付で監査のほうを受けましたので、その意見書を添付しております。

説明につきましては、以上です。

○議長(岩佐 達郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、櫛川議員。

○議員(11番 櫛川 正男君) 三春工業団地の東側、前、伺ったときは7社ぐらい協議をしていると。そして、まだそういう状況だということでもございました。現在どこか協議をしているところがあるのか、進出してくる見通しはどうか、お伺いいたします。

それと、前もこれは言ったんですけれども、土地開発公社が一定の役割は終わったということで、もう解散をするべきではないかということで、前回は質問をさせていただきました。そのときが、三春工業団地が売れるまではどうのこうのと言っていましたけれども、やはり僕はもう必要ないんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、解散についてはどういうふうに考えているのか。

○議長(岩佐 達郎君) うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長(野鶴 修君) 私のほうも、ちょっと4月のほうにかわりまして、現在いろいろ聞いておる段階でしか話ができませんが、お答えしたいと思います。

確かに今言われましたように、三春工業団地の東側の部分ですけど、平成26年度7件ほどいろいろ相談はあっております。まだ現時点で、じゃあ、どこだという決定には至っておりません。

企業誘致の相談件数の関係でございますけど、平成25年度15件、26年度につきましては、これは工業団地だけでなく、市有地とか遊休地等の部分も含めて、いろいろ相談を受けて誘致をしておるところですけど、20件ほど相談はあっております。そのうち、進行中の案件といたしましては1件、それと、あと、相談関係につきましては、まだ中身までは至っていないというふうな状況であります。

現在の今年度の働きかけといたしましても、今年度になりまして金融関係、銀行関係等にも三春工業団地のほうを、ぜひとも何か話があったら勧めてもらえないかというふうなことで、福岡と久留米のほうの金融関係のほうにも、一応こちらのほうでそういった売り込み活動のほうには行かせてもらっております。現状といたしまして3万5,000平米ほどありますけど、2つ

に分けられないかとかいう話もありますし、まだそこまでが具体的にいろいろありまして、難しい状況もありますので、今のところ、ここというものは決まっておられません。

それと、開発公社の存続の関係でありますけど、先ほど言われましたように、まだ三春工業団地がそういった状況で、まだ販売ができておりませんので、あとの部分については、去年の段階でも重松参事のほうで答えたかと思えますけど、今後についてはオーダーメイド方式と考えてやっぱりやっていきたいというふうなところもありますけど、今の段階におきましては、三春工業団地がまだ残っておるというところで、やっぱりこれをきちんと整理して検討したいというふう考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、平成25年で15件ですね、それから26年で20件ほどの問い合わせがあっているということですが、これは、期限はどういうことで話が進められてあるのかですね。というのが、早く返事を聞かなきゃ、次に交渉に進めないということが起こってくるだろうと思いますよ。例えば以前、宮崎の小林から、あそこで飲料水をやるということで話が来とって、もう地元まで説明しておったけれども、いや、まだ返事が来ませんからということですが、これ、どうなったのかですね。

実はここに、工場立地の4年連続増という九州全体の数字が載っておりますけれども、これを見ますと、平成25年が、前期が160件と後期が98件の問い合わせ——九州全体で258件の立地の問い合わせがあってる。それが26年度は前期が195件、それから後期が146件で合わせて341件という問い合わせがあっているというような新聞記事が出ているわけ。したがって、非常に増加しているということですね。九州に立地を求めてのあれが増加しているということが、実は九州経済産業局が発表した資料にあるわけですよ。したがって、これ、増加傾向にありますけれども、問題は、前の話そのまま終わってないと、次に進めないということになりますと、その辺はどう対処しているのかですね。じゃあ、小林の製茶ですね、お茶工場というのはもう完全に撤退してしまっているかどうかということですよ。

それから、土地を半分にしたらということでもありますけれども、3万4,592に対して完成土地料が2億5,290万8,899円ということですから、平米でいきますと7,300円ぐらいですね、1平米がですよ。これは皆さん方、交渉の段階でどの程度提示しているのかですね。一応1平米7,311円という単価になりますけれども、これを交渉の段階でどういう提示をやられてあるのか、この点についてお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） まず、工業団地のほうの今まで当たってきた分等の

返事等の関係ですけど、なかなか条件等の関係もございまして、ただ、向こうのほうからこちらに相談があった分については、うちとしてはもう、いつでもテーブルにのる気持ちがありますけど、逆に向こうのほうから何も言っていないという状況も若干ありますので、そういった部分についてはもう、とにかく話が来たところを優先的にするという感じでしております。当然テーブルにのった時点では、また進めなければいけないというふうに思いますけど、この相談件数があつた部分の中において、まだテーブルにのれるまでのことがないと。

それとか、あと、あそこが農工法でやっておりますので、例えば今、経済産業省が発表しました誘致の数で非常にふえておりますけど、あれの大分を占めておりますのが太陽光発電、この関係が非常にふえております。ただ、その中におきまして、うちのほうは、あそこは農工法の関係でやっておりますので、そういった部分についての受け入れはできない、要するに太陽光等の関係はあそこには持ってこられないというふうな事情等もありまして、具体的に今のっている部分はないというふうな状況になっております。

それと、単価の部分だと思います。大体1平方メートル当たり7,283円、坪当たり約2万4,000円が販売価格として出ておりますけど、東側の土地3万4,592平米、今、先ほど言いましたように2億5,290万8,899円ぐらい、すると大体7,311円ということで、これは一応簿価のほうでありますので、最終的に企業が入ってきた段階におきまして、これについては、これは1つの基準として交渉していくという形になろうかと思っております。基本的には簿価を割らない金額でいきたいというふうには考えております。参考といたしまして、ROKIへの販売価格につきましては1平米1万円というところでやっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今お話しありました、テーブルにのったものということですが、じゃあ、26年20件のうち、テーブルにのったものは何件なんですか。

それと、小林のやつはどうなったかということの回答を得てありませんが、お願いしたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 先ほど、26年度20件というお答えした分につきましては、このうち三春工業団地以外、例えば市有地——施設の跡地等ですね、それとか遊休地、こういった部分も一応含まれております。

三春工業団地のほうの関係は、名称を出していいのかわかりませんが、会社名はちょっと伏せておきますけど、実際2件ほど、去年の段階でというか、いろいろ相談があつております。1件につきましてはプレス工場ということで、非常に音がするというところで、やっぱりそ

れは近辺に民家がありますので、ちょっと合わないだろうということで一応お断りしておるような状況もあります。それと、あと、もう一件あっておりますのが運送会社ということで、倉庫運送ということでありますので、これは非常に雇用が出ないというような関係等もありまして、これは断ってということじゃないんですけど、一応それでもう、出てきてないというような関係です。

それと、先ほど言いました水の関係ですけど、これにつきましては、向こうのほうから何の返事も来ないということで、うちとしてはないものと。（「継続中です」と呼ぶ者あり）うちとしては、ただ、向こうのほうから何の返事も来ないというところで、継続中といたしますか、返事待ちといたしますか、そんな状態になっておるといふところですよ。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 議長にお伺いしますけれども、3月30日付の第1回の理事会の議案、これは後でまた説明があるのだろうか、これ、ない、だったら、これの質問をしていいかどうかをちょっとお聞きしたいんですけど。ちょっと気にかかることがございまして。

○議長（岩佐 達郎君） これも含めていいんやろ。含めていいんやろ。含めて質問いいです、はい。

○議員（10番 諫山 茂樹君） じゃあ、これが1回目ですね。

今ちょっと誤解されてますので参考までに言っておきますが、プレス工場じゃなくて、恐らく鍛造工場だろうと思います。鉄を固めて、押し固める工場じゃないかと思うんですよ。それ、ちょっと参考のために言っときたいと。間違っって皆さんに言われたらいけないと思いますので。じゃあ、質問に入ります。

第1回目のやつで、8ページでお聞きしたいんですけども、4番目に工事請負費として900万円、さく井工事ほかということで上がっております。これは以前、文書でぴしっとした契約をされて、そして、うきは市がつくってあげますよというような契約をされているのかどうかお聞きしたいと。これもかなり大きな金額でございまして。

それから、看板の委託料50万円、これはどの位置に設置するのかを、まず、とりあえずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 事業計画のほうの関係かと思ひます。

まず、看板のほうの関係です。これは一応50万円上げておりますけど、例えば富永工業団地等につきましては、富永工業団地という看板が掲げられております。ただ、三春工業団地につきましては、現在何の看板もありませんので、本格的にROKIのほうがあそこに工場を建てて、操業を始めるというふうになれば、まだ場所はどこという、決めてはおりませんが、三春工業

団地という看板を立てたいと、掲げたいというふうに考えておるところです。

それと、その次の工事請負費との関係ですけど、これはまだ、毎年予算化をしているような形でございますけど、ROKIさんが本格的にあそこに工場を建てるというときに、井戸のほうを1本、市のほうで保障するような話を聞いておりますので、その分のさく井工事等が入っておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） それをはっきりしとかなやいけないと思うんですよね。東側に工場が来た場合に、また東側にも掘ってやるのかというのが1つ。

それから、900万円であります。今、市の土地であります——テスト用に掘ってる、この前、水量の調査なんかしましたよね。あれで620トンぐらいの、日算、出る井戸があるわけですが、今度使うのは約80トンぐらいだそうですから、十分それで間に合うんですけれども、東のほうに来た企業にも、そのぐらいの大きい井戸であれば十分賄えるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、来たときは共用できるような考えで、まずやっていただきたいというのと。

今ある井戸を何とか使えないんだろうかという思いがあるわけですね。少しでもコストを安くするために、使えるやつは使おうじゃないかと。しかし、土地は、うきは市の土地ですね。入り口、イノアックの東側ですから、そして、袋野隧道の河川のすぐ南側にあります。だから、そういうもの、使えるやつを使おうじゃないかということ。

それから、看板ですけれども、むしろ今ごろつくるといのは遅かったんじゃないだろうか。もっと早く、あそこ、よく僕が聞かれてたんですが、高速道路とか朝倉の道路あたりから見まして、あれは何じゃろかというような質問をよく受けます。ちゃんとした、やっぱり三春工業団地という、できれば、募集中でもいいから、そこまでぐらいの看板も必要じゃなかったんだろうかと。それから、吉井保木、県道ですか、あそこの入り口に恐らく今回のやつをつけようと思ってるんだろうと思いますが、やっぱり早くつけてやって、来た企業に対するPRももちろん大事ですけれども、今から来ようとしている企業に対するやっぱり広報活動に利用する、その看板をね、そういうこともやっぱり考えるべきじゃなかったらどうかというふうに思いますので、お答え願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） まず、先に看板のほうの関係でございますけど、看板につきましては、今年度、正式にROKIさんのほうが入ってきますので、今言われましたように、まだどういったものをどこに上げるかというのは今後ちょっと協議していくところもござ

いますけど、話が決まれば掲げたいと。

ただ、議員のほうにも御説明申し上げておりますように、まだ公表してくれるなという段階でも、いろいろそういった問題もございましたので、余りにうちが早く看板を掲げるということもできませんで、そこら辺につきましては、ROKIさんのほうと協議をしながら、三春工業団地という部分については、看板等については考えていきたいというふうに考えております。

それと、東側の分の井戸の関係ですけど、これはまだ新たに来る企業等がまだ決定していない段階でございます。そちらのほうといろいろ協議をしていく中で、こちら側が掘るのか企業のほうで掘るのか、そういったことも含めて今後どういうふうにするかというのは決めていきたいというふうに考えております。

現存のやつを利用できるものは利用したらどうかという御指摘もございますけど、なかなか、どういった企業が来て、どの程度必要なのかというのが、東側の分についてはこれからの課題でございますので、そこら辺、使えるものがあれば使いたいとは思いますが、そこら辺は今後の協議の中で十分御指摘の点も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 3回目ですが。ちょっと私の言っていることと大分食い違ってくるがございます。

まず、三春工業団地という看板でしょう。ROKIが来ますよという看板じゃないんですね。ですから、こういう三春工業団地、ここは誘致をしようと考えている土地ですよ。いつでも提供しますよ——提供しますというか、来ていただきたいという看板でありますので、もっと早くされたんじゃないだろうかということ。

それから、井戸の問題ですけれども、西側も60トンぐらいしか使わないんでしたら、既に——失礼、約80トン、既に820トンぐらい使える井戸があるんだから、東側の工場を考えてじゃなくて、使えるなら使えるような検討をしていただきたいということです。

それから、東側に——それがどうしても、もうだめだということであれば、今度掘ろうとしているところの井戸を東にも十分使えるように、もちろん大量に使う企業であれば足りないかもしれないけれども、今、ROKI程度の会社であれば十分足りるわけですから、そこら辺を考慮してやっていただきたいということでもあります。

それから、今言った看板、もう一回言いますが、西側のほうにも、ここは三春の工場団地ですよということをPRするような看板、コスト的に高くなければ効果があるんじゃないだろうかという提案でございます。

以上です。何かございましたら。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 看板の関係につきましては、それで今年度、一応予算化しておりますので、またそこら辺を含めたところでやっていきたいというふうに思っております。

それと、井戸水の関係の工事のほうの部分もございますけど、これにつきましても、例えば今言いますように、共同で、じゃあ、いいのかどうかということも含めまして、これも、もちろん新たに来る企業さんとの話になってくるかと思っておりますので、またその時点でいろいろ協議をしながら、今、御指摘のあったようなことも含めた上で協議をしていきたいということで御承知をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号の報告を終わります。

日程第12. 議案第41号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、議案第41号専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案第41号専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書の2ページです。

議案第41号専決処分の承認を求めることについて。

固定資産評価員の選任について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

続いて、3ページをお願いします。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

地方税法第404条第2項の規定により、うきは市固定資産評価員に次の者を選任する。

住所、氏名、生年月日、職業の順に読み上げます。

うきは市吉井町宮田48番地3、宇野弘、昭和32年3月29日、地方公務員。平成27年3月31日。うきは市長高木典雄。

本来は、議会の承認を得て選任すべきですが、前任者が定年で退職したことにより、4月1日付で税務課長の異動を行ったことに伴って、専決処分にて固定資産評価員にこれまで同様、税務課長の職にある者を選任するものでございます。御承認についてよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は承認することに決しました。

日程第13. 議案第42号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、議案第42号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第42号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例等の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市税条例等の一部を別紙のとおり改正すること。平成27年3月31日。うきは市長高木典雄。

うきは市税条例等の一部を改正する条例。

このたびの改正につきましては、平成27年度の地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付されました。これに伴い、うきは市税条例等の一部を改正する必要がありましたので、専決処分による改正を行い、今回の市議会に報告し、承認を求めるとでございます。

今回の条例改正につきましては、第1条、第2条及び第3条で改正しております。第1条については、今回の地方税法等の改正に伴う改正でございます。第2条については、平成26年3月の市税条例の一部改正条例の改正を行うものとなっております。また、第3条については、平成26年度9月に議決されました市条例の一部を改正する条例の改正でございます。

お配りしています新旧対照表及び平成27年度税制改正の概要をあわせて御参照ください。

平成27年度地方税法の主な改正につきましては、市民税につきましては、寄附金税額控除に係る特例控除額上限の拡充、いわゆる、ふるさと納税の控除額の拡充でございます。それから、ふるさと納税の申告手続の簡素化、住宅ローン減税措置の延長、それから、軽自動車税に関しては、2輪車及び小型特殊自動車の税率の引き上げ時期の延期、3輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例の導入、地方たばこ税に関しましては、旧3級品たばこの税率見直し、それから全般的な減免の申請期間の期限の見直しについてが主なものでございます。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

まず、議案書の8ページの下の方をごらんください。

附則第7条の3の2の改正については、住宅ローンの減税措置の延長でございます。現行では平成29年末までが対象期間とされている住宅ローンの減税措置について、消費税率10%への引き上げ時期の変更により、対象期間が18カ月間延長されるものでございます。

次に、そのすぐ下の附則第9条及び9ページの中ほどの第9条の2については、ふるさと納税に関する改正でございます。

ふるさと納税について、給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに寄附金控除を受けられる、ふるさと納税ワンストップ特例制度の手続についての改正でございます。この改正は平成27年4月1日からの寄附金について適用されます。

次に、10ページをごらんください。

下のほうの附則第16条です。これは軽自動車税の税率の特例についての改正でございます。平成27年度に新規に取得した3輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の導入に係る改正でございます。一定の環境性能を有する軽自動車を平成27年度中に新規に取得した場合、その燃費性能に応じて軽自動車税を28年度課税分に限り、おおむね7.5%軽

減、50%軽減、25%軽減の3段階に分けて減税するものでございます。

次に、11ページの下の方の附則第16条の2については、たばこ税の税率の特例規定を廃止するため削除したものでございます。旧3級品の製造たばこについては特例により、これまで低い税率で課税されておりましたが、平成28年度から31年度までの間に4段階に分けて税率を引き上げていき、一般品のたばこと同じ税率にしていくものでございます。ちなみに、旧3級品たばこは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄でございます。

次に、11ページの下の方の第2条（うきは市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）をごらんください。

これは、平成26年3月に行いました市税条例の一部改正について、軽自動車税のグリーン化特例が新設されたことに伴う改正でございます。平成26年3月の条例改正で、13年を経過した3輪以上の軽自動車については、平成28年度課税分から軽自動車税が引き上げられる改正が行われましたが、平成27年度の税制改正におきまして、先ほど説明しました一定の環境性能を有する軽自動車等については、燃費性能に応じて軽自動車税の軽減をする特例ができましたので、増税と減税の条文をあわせた条例改正を行ったものでございます。内容については、先ほど説明したとおりです。

次に、12ページの中ほどにあります附則の改正でございます。

附則第4条の改正は、平成27年度の軽自動車税から適用されることとされていまして原動機付自転車及び2輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う改正でございます。

次に、12ページの一番下にあります、第3条うきは市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

これは、平成26年9月議会で市税条例の一部改正を行ったものについて、原動機付自転車及び2輪車の税率改正の適用時期の1年間延長と同じように延長するための改正でございます。対象車両は小型特殊自動車で、農耕作業用のトラクターやコンバインなど、その他の小型特殊自動車のフォークリフトなどでございます。

次の13ページからの附則については、施行期日や経過措置等を規定しているところでございますので、説明は省かせていただきます。

以上、報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 質疑なしという声も聞こえておりますが、今、課長のほうから説

明がありました。もう、はっきり言って、給与に関する、人にかかわる条例、それから税にかかわる条例、その他、これ、解読するのは担当者でも大変これはもう困難なことです。この1週間でこれを見れということで、多分、全議員もこれを熟読して云々ということはなかなか難しだろうというふうに思うところではありますが、以前は、わかりやすい概要を全員協議会でいただきまして、これでほぼ、この改正の概要はわかります。

それで、これだけの法律が変わったから、条例の専決処分ということになります。今回については、年度末の31日に成立ですね。同日交付だというふうに思います。もう、明るく日から、もう、これ施行ですよ。条例も含めて。だから、全国的にもう、これは自動的に専決処分だというふうに思いますが、ほか、いろいろ対策があるならわかりませんが。

申し上げたいのは、この条例が施行されてもう2カ月を超えているんです。議員さん方は、よほど勉強してある方はわかりませんが、これが改正されて、こういう制度というのは、2カ月間空白だと思います。ならば、専決処分をして、もう施行されてますから、権限発動してますから、これを、こういうものが、ほかの条例の内容、重要なものもあると思いますが、やはりこれを改正して施行されたならば、公告式条例で張り出しはしているかもしれませんが、ほとんど、失礼ですけども議員さんたちもわからんまま、今回の議会の告示で知る、議案をもらってわかる、全員協議会の説明でわかるというのが現実じゃないかなというふうに思います。

したがって、こういうふうな改正というのは、施行した段階で、専決処分ならなおさら知らしめるという配慮が必要じゃないかというふうに思いますが、その点について、課長も新たにかわったばかりですから何とも言いがたいでしょうけども、そう思いますが、いかがでございましょうか。今後こういう内容のあるものについては、専決処分しましたなら、議会のほうに、こういう内容の概要で専決処分をさせていただきましたという御通知をいただければと思うんですが、答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今までも大きな事案については極力、全員協議会に報告をするように、そういうことで対応してまいりました。

御案内のように、この税条例についても御指摘はよくわかりますので、今後その方向で対応させていただきますと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1番です。ちょっとお尋ねしたいのは、新旧対照表の3ページでちょっとよくわからなかったの、ちょっとお尋ねです。

今回の法改正で法人税の見直しというのがあるのかどうかというのが1つ。ちょっとこの文面がどういうふうに、ちょっとそういう意味では理解できてないところがありますので、法人税

関係の税率の見直しとか等が今回あるのかどうかというのが1点目。

それから、2点目に、具体的な新旧対照表の中で、文言の修正も実を言うと言ってまして、これは、いわゆる税の番号制の関係の文言の改正も含まれているのかどうかというのを、ちょっと確認をしたいということ、2点あります。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 新旧対照表の3ページの法人税の関係のところだと思いますが、これは法人税法の規定を市町村民税では適用しないというような、そういうものが所得税法に出てきておりまして、それによる改正でございますので、ちょっとわかりにくいと思いますが、上位の法律の改正によって出てきたものでございます。

それから、もう一つの関係ですが、（「マイナンバーの関係の文言は直されているのか、いろいろ見てると」と呼ぶ者あり）はい、幾つも出てきている中に、今度10月に施行されます番号法ですね、マイナンバー法、これについての関係の改正が出てきておると思います。ほとんど申請書とか文書関係にマイナンバーを記入するための法改正でございますので、似たような文言が出てきますけど、そういったマイナンバー法の施行によりまして改正でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そういう意味で、江藤議員からもお話があったように、ちょっと全体としてわかりづらいところがあります。ほかの市のなんかのやつをちょっとホームページ見てみると、数値——総務省なんかのホームページも書いてあることは書いてあるので、できればきちっと、これから市民への案内とかっていきと思うんですね。そういうのは、わかりやすく、やっぱりきちんとしたものを——今回、我々もそうですけど、わかりやすいようにA4の紙に、こういう絵文字か何かで出せるようなものに細かくきちんとしないと、多分これ1枚だけじゃわかりづらいというのは、そのとおりだというふうに。そういうことを指摘させていただきたいと思います。

さっき言いましたように、そういう意味では直接、今回の税改正との関係でもないんですけども、先ほどのところでも、マイナンバーに係る予算なんかもちょうと補正のところでも入ってましたので、ちょっと全体として、どういうのが税との関係で、マイナンバーとか、そういったので予算が措置されているかというのはあるんだけど、言いたいのは、要するにマイナンバーの制度関係の進行状況というか、そういうのも改めて知りたいと思いますので、別なところの機会の質問になるかとは思いますが、ちょっと確認をしていきたいというふうに思っています。

要は今回の改正で、たしか27年度予算で1,700万円ぐらいの当初予算になってたと思いますが、今回の補正で、追加で1,000万円ちょっと入ったと思うんですけども、そういう意味で、今後どのくらいふえていくのかがちょっと気になったものですから、別な質問になる

のかもしれませんので、答えられる範囲でお願いできたらと思っております。済みません。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） マイナンバー法については10月から施行で、来年1月から実際それを記入していくと、使っていくということになっております。

今現在やっているのは、様式の、どういったものにしていくかというのを今つくり上げていって——上のほうがつくり上げていってとるので、私たちがそれをお手本にしてつくっていくわけですが、現在、これは税務課だけではありませんで、市民課もそれぞれ——社会保障関係のところと、それぞれ同時に作業をしていくわけですが、市民課のほうは大分進んでいるということで、システム改修等が今、主になっておりますけど、市民課のほうでは終わっているということで、税務課のほうでは今年度と来年度にかけてシステム改修を行っていくところでございます。

まだ十分に進んでいるという感じではありませんけど、現在、職員の研修等を行って、マイナンバー法についての理解と、やり方というか、そういったものを研修しているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。1番、岩淵議員。反対討論。

○議員（1番 岩淵 和明君） はい、反対討論、不承認ということで討論です。

今回、改めて軽自動車税も含めて1年先送りということで28年実施ということの中身なると思うんですけども、やはり市民の生活が大変苦しい状況の中で、こういったように、たばこ税も含めてですけども、幾つか値上がりの内容になっております。そういう点では、特に軽自動車税というのは、市民のかなめになる足であります。そういう点からも含めて、所得が連続して低下している中でやはり厳しいということ踏まえ、改めて今回の結論ありきの税の改正になっておりますけども、そういったことは改めて見直すべきではないかというふうに思って反対討論いたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第42号は承認することに決しました。

日程第14. 議案第43号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第43号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第43号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成27年3月31日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

これは地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたので、それに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分いたしましたので、承認を求めるところでございます。

別紙、新旧対照表の27、28ページを御参照ください。

第2条第2項ただし書き中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書き中「14万円」を「16万円」に改める。

これにつきましては、限度額の医療分を52万円に、後期高齢者支援分を17万円に、介護分を16万円にそれぞれ引き上げ、最高限度額、現行81万円を85万円に改正するものでござい

ます。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

これにつきましては、第2号の5割軽減の所得判定基準について、現行では33万円に被保険者1人につき24万5,000円を加算した額を、これを26万円に改め、第3号での2割軽減の判定所得の基準、これが、現行が33万円に被保険者1人につき45万円を加算した額としていたものを47万円に改めるものでございます。いずれも軽減の所得判定基準を上げたもので、軽減該当者がふえるということになります。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。

2、改正後のうきは市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正。

3、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第1項を次のように改める。

施行期日。

1、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。うきは市税条例の一部を改正する同様の措置によるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 第2項、第3項、第4項の該当者、何人ぐらいおられるのかわかったら、お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 医療分に該当しますのが世帯数で4,272、被保険者数で8,882、それから支援金分に当たるのが同じく4,272で、保険者数が同じく8,882です。介護分に当たりますのが世帯数で2,383、保険者数で3,099を見込んでおります。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） いや、今度52万円、これから17万円、16万円に改めるといふことですね。そのそれぞれの該当者は何人かと。（「ああ、新たにですね」と呼ぶ者あり）そうそう。わからんのやったら、もう後でいいです。

○議長（岩佐 達郎君） わからんやろう、わかる。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 新たにどれだけ加わるというのはちょっと把握しておりません。今のは全体の該当者数を報告させていただきました。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1番です。今、質問のあった人数との関係ですけども、今回の改定によって、税収としてどれだけ上がってくるのかというのを計算されていたら、改めてお願いしたいなということと、あわせて減免の金額の引き上げということで、第23条じゃないな、その次か、28ページにある金額ですね、に対象者はどのくらいになって、差し引き、結局どうなるのか。要は減免される人もいるわけですね。減免の金額のアベレージが上がるわけですね、今回ね。それで、その辺の試算はされているかどうかというのを一応お聞きしたいということがあります。

それと、実はこの改定自体が、昨年も今回の専決処分ということで出されております。これ、ずっとこのまま毎年毎年、専決処分するのかどうかということになりますけども、時期との関係もあるかと思えますけども、やはりきちっと今回の改定について、厚労省は通達の中で、保険料賦課の実情に応じて引き上げ幅や時期を判断するのは、それぞれの保険者がするというふうになっているんですね。そういう意味で、近隣の自治体で今回の専決処分されているところ、されていないところの実情を把握していたら、報告をお願いしたいと思います。

以上、2点。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） まず1点目の税収の件でございます。

税収については、限度額が上がったことにより、こちらは増額になるんですけど、結局、軽減が上がりますので、5割、7割には軽減がふえるということになりますので、今のところ3,300万円ほど減になるというふうに見込んでおります。

それから、具体的に、じゃあ、減免者がどれだけあるかという、ちょっとそちらの試算はしておりません。

それから、3点目の、専決処分の近隣の状況でございます。一応、県南都市部——県南の近隣市町村を当たっておりますが、11市町のうち、専決で行っているのは6市町でございます。それから、6月議会に提案というのが4市ございました。そのうち2市につきましては、第1期の納期が7月になります。うきは市の場合は6月が第1期、ですから、第1期が7月ということ

で、6月議会で十分間に合うということだと思います。それから、あと2市については、ここは毎年、仮算定で1期目を行い、2期目以降、本算定という形でやっていますので、6月議会で間に合うというふうな状況でございます。1市だけが国に準ずるといふふうに条例上なっているということで、専決——議会の必要がない、公示だけすればいいというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて、そういう意味では議会にきちんとかけているというところもある、その形は別としてですね。やはり税法上の改定という、国の審議との関係で、やはりかなり大変だと思う。そういう場合はやっぱり、午前中の会議で13番議員がおっしゃっているように、専決処分のあり方について、今回、特に多いということもありますけれど、やはりきちんと、特に市民の生活にというか、にかかわるところについては、やはり議会で審議をするということを守り守る——守るじゃないな、きちんとそういう形で提案してほしいというふうに思います。そのことを要望して質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 要望でいいですか。ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点だけ。附則の関係の第3項の附則改正、対照表ももう、この部分でちょっと理解できませんし、例規集も、もう差しかえが終わってしまってますからわかりませんが、この第3項の附則第1項の「を次のように改める」というこれは——平成25年うきは市条例第31号ですね、これは何を意味するのかがちょっとわかりませんもんですから、わかりやすく説明をお願いしたいのと。

例規集を開きますと、ちょっと健康保険税条例の附則の末尾を見ていただければ、これが、附則が同日ダブった施行関係が出てきてますが、これはどうなっているのか。ちょっともう、これは専門的な内容になろうかと思しますので、ここで時間とるわけにはいきませんが、これは後で聞きます。これは何を意味するのかわかりやすく端的にお願いします。

議長、わからなかったら、後で結構です。ここで時間とるわけにいかんでしょうから。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 申しわけございません。後で報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて、専決処分を承認しない立場で討論させていただきます。

今回の国保税、改めて、先ほども言いましたように、専決処分と2年間続けてやっていると。ほかの自治体との関係も含めて、やっぱりきちっと委員会付託も含めて議論をするべきだというふうに私は思います。

ましてや、この間、国保税についての国の論議が進んでいるところで一方的に上限だけを引き上げて、将来的には、そのことが1つの起爆になって国保税がまたさらに上がるということになるという可能性を私は含んでいるというふうに思います。改めて、こういった国で決めることであればあるほど、国がきちんと、財源をきちんと充てて法の改定をするということが筋だというふうに思います。そういう意味では、ほかの議員さんの方々も、この意見に賛同いただけるよう、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第43号は承認することに決しました。

日程第15. 議案第44号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第44号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の25ページをお願いいたします。

議案第44号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成27年3月31日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険条例の一部改正する条例。

うきは市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

これにつきましては、国民健康法の一部の改正により、条ずれがありましたので、その措置により改めるものでございます。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は承認することに決しました。

日程第16. 議案第47号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（財産の貸付について）を議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 説明申し上げます。32ページをお願いいたします。
議案第47号専決処分の承認を求めることについて。

財産の貸付について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成
27年6月3日提出。うきは市長高木典雄。

33ページをお願いいたします。

専決第8号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

次のとおり財産を貸し付ける。

1、貸し付けする財産の表示。

土地、所在地、うきは市浮羽町朝田582番地1及び浮羽町朝田580番地3です。地目は宅
地です。面積、223.97平方メートル。

建物、所在地、浮羽町朝田582番地1。規模は軽量鉄骨2階建て、322.94平方メー
トルのうち、2階部分に当たります161.47平方メートルであります。

貸し付けの目的でありますけど、仮事務所と。

貸付料につきましては、無償で行いたいと思っております。

貸し付けの期間ですけど、平成27年5月1日から平成28年1月31日まで。

貸し付けの相手方ですけど、株式会社ROKI、代表取締役社長、島田貴也。平成27年4月
27日。うきは市長高木典雄。

この件につきましては、御承知のとおり、今年度、株式会社ROKIのほうはこちらのほうに
工場を建設するというふうになっております。それで、本社のほうから2名、こちらのほうに派
遣社員が来るというところで事務所を設置したいという御相談がありましたので、うきは市民セ
ンター前の建物の2階部分を無償で貸し付けたいというところであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 条例との関係は御検討なさっているかどうかをお願いしたいと
思います。

財産の貸し付け等については条例が定められてあります。この第1条で「財産の交換、譲与、
無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる」と決めてあるわけですね。

この中で、第4条で、「普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は

時価よりも低い価額で貸し付けることができる」としてあり、次の各号というのは、1番と2番が決めてあるわけなんです。

1番は、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」それから2番目が、「地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき」。この1号、2号とありますが、どれに該当すると解釈されてあるのかどうかです。いわゆる第4条に、そのように決められていますが、きょう、午前中でも同じですね。憩の家が無償貸し付けということでもありますけれども、いわゆるこの1号、2号のどれに該当して、無償貸し付けというのを決定してあるのかどうか、専決してあるのかどうかですね。条例に決められてないような気がするわけなんです。株式会社ROKIということでもありますからですよ。どのような解釈をしてあるか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） ただいま御指摘がありましたとおりでして、1項と2項というふうにありましたけど、これには該当してないということは、こちらのほうも承知しております。そういった関係で、地方自治法のほうの第237条の2において、「適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合は、議会の承認が必要である」というふうになっております。地方自治法第96条のほうで、「適正な対価なくして、これを譲渡し、若しくは貸し付けることと、この場合は議会のほうの承認を得なければならない」ということで、今回出しておるといところなんです。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三三郎君） いや、私は議会の承認を得れとか、そういうことは申し上げてないんですよ。条例の第4条で、財産は次の各号のいずれかに該当するときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるとしてありますから、1号ですか2号ですかということを知っているわけ。1号に該当しているのか、2号に該当しているのかということなんです。議会の議決どうだ、そんなことは言ってない。まず条例がありますからね。

あなた、地方自治法と言うけど、条例が先ですよ。議会の議決を求めるといのは、そういうものをやる場合ということを決められてありますけど、それに該当しない。そうじゃなくて、条例に該当しているかどうかということをお尋ねしているわけ。1番と2番、どっちに該当することですかということを知っているわけ。ここにちゃんと書いてある。次の各号のいずれかに該当するときはということ、該当しているから貸すんでしょ。だから、どれに該当しているんですかということをお願いしているわけ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今うきはブランド推進課長が申しあげましたように、この財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に該当いたしません。該当いたしませんので、これは無償貸し付けではできません。該当しませんので、無償貸し付けは、まずこの時点ではできません。それで、この自治法の第96条に、条例で定める場合を除くほか、つまり、ここに条例で書いていますが、これに該当しませんので、この条例に該当しない場合には、適正な対価もしくは、これを無償等で譲渡する場合には議決事件になりますよということでございます。ですから、ここで議決事件として議会に提案して、無償で貸し付けたいと。条例に記載がありませんので、該当しませんので、専決処分をさせてもらって、議会の承認をいただいているという流れでございます。条例に該当しておれば、当然この専決処分をする必要はございませんし、議会の承認も得る必要はございません。条例の中で、こういう公共的部分については貸し付けができるという条例が決めてありますので、相手が公共的な団体であれば当然、議会にかける必要はないわけでございます。しかしながら、該当しておりませんので、第96条に当たって専決処分をして、議会の承認をいただいているということになります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、この条例は何のためにつくったんですか。うきは市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例ですよ。何のためにつくっている。そういう条項はないですよ——除外するという条項はですよ。第4条、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを貸し付けることができるということですから、1番ですか2番に該当しているんですかということを知っているわけですよ。議会の議決を求めなきゃならんとか、そんなことを争っているんじゃないですよ。第4条の1番ですか2番ですかということを知っているわけ。

じゃあ、何で該当しないんですか——貸し付けるのを。公共団体、こういうものでないと貸し付け、あるいは無償は譲渡しないというのを、公共団体でないから、これ適用しませんといったら、どこかその除外規定がありますか。じゃあ、何で条例の中にそのことをうたわないんですか。条例の中に、いわゆる第4条の1項もしくは2項に該当しない場合は、この条例は適用しないというのを何でうたわないんですか。このままやったら、第4条で1か2に該当するときはとてありますよ、条例では。これ以外は、第4条は適用しないというのを、除外規定をつくらなきゃならんでしょう、条例の中で。こういうものについてはもう、第4条は適用しませんということ。おっしゃってる。

公共団体あるいは公共的団体もしくは公用もしくは公共用、公益事業はもう、どんどん貸しま

すということですね。本当に貸してくれますか、それで。申し込んだら貸してくれるんですか、普通財産を。うきは市はですよ。貸してくれるんだったらいいですよ。無償で貸してくれますか、申し込んだら。これ、1番、2番に該当しない場合は議会の承認も要りません、専決処分がいいですということを書いてあるが、貸してもらえますか。そのことをはっきりしてください。申し込みがあれば、審査して全部貸しますということだったら、だったら条例うたってくださいよ。条例改正してくださいよ。除外規定ありませんよ、これ。第7条までしか、これ条例ないですよ。

じゃあ、第4条は何のためにうたっているんですか。第4条。1番、2番。それ以外はどうするわけですか。貸すわけですか。貸すんだったら貸すと答弁してください。そうすりゃ市民に、いろいろ事業をやる場合は市の財産を貸しますよということ。例えば憩の家でも同じ。あるいは、古川温泉のちかぜでも同じ。もし何か事業やれば無償で貸しますよと。そうすることが、言いかえりゃ市の活性化になるかもわかりませんよ。

適用除外、条例改正してもらえますか。第4条をよく見てください。一番上は、うきは市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例ですよ。平成17年3月20日、条例第65号、そして趣旨、財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。はっきり書いてあるじゃないですか。この条例、適用しませんというのは——ROKIの場合、適用しませんというのは、じゃあ、どこに書いてあるわけ。どれを盾にとって、この第4条に該当しませんということをおっしゃるわけですか。答弁してください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 今さら議員さん方にちょっと言わずもがなのお話となりますと思いますが、まず、親法——地方自治法が大前提でございます。地方自治法の親法のほうに国の法律に反した条例を定めることはできません。

この地方自治法の第96条に議決事件というのがあります。議会にかけなければいけないという議決事件でございます。この中に、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は——ここからですが、適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」これは議決事件ですよ。議会にかけなさいということですね。条例で定める場合を除くほか、適正な対価なくして——ここで言えば無償ですね、そういうことで貸したりする場合には議決をちゃんと受けなさいということでございます。

しかしながら、この条例——この法律にあります、条例で定める場合を除くほかとなっておりますので、この自治法を補完するために、うきは市の条例が定められております。この条例の中には、第4条に、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、普通財産の無償の貸し付け又は減額貸し付けができますよということで、そこに書いておるところでございます。これに基づいて、今こちらの専決処分

をし、提案をしておるところでございます。

適用除外の条例を定めるべきだということでございますが、この4条、これが、こういうことで貸し付けができますよということが、そのまま適用の除外のそのものも含んでおるというふう
に解釈をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員、3回終わってます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 市長公室長が自己解釈でやられてありますけども、うきは市条例、ちゃんとうきは市の財産の貸し付け、譲与等については条例が定めてありますから、条例を守らなきゃなりません。法律も同じですよ。条例で定めるときは議決が要りませんよということですから、条例が優先しているわけですよ。その優先の中で、次の各号に該当するときは貸し付けますということが第4条で決められているわけ——1項、2項ですよ。それ以外は、この条例が適用しませんということは絶対あり得ないわけ。これは条例違反でありますから、私は反対をいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 賛成討論をするまでもなく、今、市長公室長の答弁というのともう、まさに正当だというふうに理解をいたしましたので賛成とします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第47号は承認することに決しました。

日程第17. 水資源対策特別委員会の設置

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、水資源対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。水資源対策に関する事項の調査研究を推進するため、議員全員による水資源対策特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による水資源対策特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。水資源対策特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

水資源対策特別委員会の委員長に13番、三園三次郎議員、副委員長に12番、大越秀男議員を指名して決定します。

日程第18. 水資源対策特別委員会への調査付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、水資源対策特別委員会への調査付託を議題とします。

お諮りします。水資源対策に関する事項の調査研究を水資源対策特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、水資源対策に関する事項の調査研究を水資源対策特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす6月4日から6月7日までは休会とし、6月8日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時03分散会
